

第2期
函南町子ども・子育て支援事業計画

令和2年 3月
函南町

はじめに

函南町では、町民が安心、安全で快適な生活を送れるよう、平成 29 年度を初年度とする「第六次 函南町総合計画」に基づき、将来都市像である“環境・健康・交流都市 函南”の実現を目指しています。“住んでよし 訪れてよし 函南町”を実感でき、町を訪れる方が町の魅力を感じ、さらなる地域の活性化を図るために発展するまちづくりの推進として「環境・防災」「社会基盤」「健康・福祉」「教育」「産業」「交流・にぎわい」の6つの基本政策を掲げ、とりわけ、「交流・にぎわい」をキーワードに、町民参加によるまちづくりを総合的に実践しております。



近年の地域福祉を取り巻く環境は、重要な局面を迎えています。支援を必要とする高齢者、障がいのある方の増加だけでなく、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭の孤立、貧困の拡大など様々な課題が顕著に表れている背景には、少子高齢社会の急速な進展だけではなく、核家族化をはじめとしたライフスタイルの多様化による地域社会と個人の関わりの希薄化も影響していると考えられます。

このような中、国は令和 2 年度末までに待機児童をゼロとすることを目標に掲げ、昨年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子ども・子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しました。同じく平成 27 年度に策定した「函南町子ども・子育て支援事業計画」の期間満了と、国の指針及び町民の多様なニーズに合わせた様々な施策・事業の整備のため、令和 2 年度を初年度とする「第 2 期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進においては、幼児教育・保育の体制整備にとどまらず、子どもたちの健全な育成のために様々な視点から切れ目ない支援を実施することを掲げています。地域社会の繋がりが薄れていく現代において、町全体で子ども達を見守り、成長を支えていくことで、様々な「交流・にぎわい」を創造する一助となることを心より願っております。どうか町民の皆様も、なお一層ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたってアンケート調査にご協力をいただいた多くの町民の皆様、また、熱心にご審議いただきました函南町子ども・子育て会議委員の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

函南町長 仁科 喜世志

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 計画策定の方法と体制.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 統計データから見た現状.....	5
（1）人口・世帯の状況.....	5
（2）婚姻・出産等の状況.....	9
（3）女性の就労状況.....	11
2 アンケート調査から見た現状.....	12
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念.....	21
2 計画推進の基本的な視点.....	21
第4章 施策の展開	23
基本目標1 地域における子育て支援の拡充.....	23
基本目標2 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進.....	26
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	29
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	32
基本目標5 職場生活と家庭生活との両立.....	34
基本目標6 子どもの安全の確保.....	36
基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進.....	38
基本目標8 経済支援	40
第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み.....	42
1 教育・保育提供区域の設定.....	42
2 子どもの数の推計	43
3 教育・保育の量の見込みと確保方策等.....	44
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等.....	47
第6章 計画の推進と進行管理	54
1 町民や関係機関等との協働.....	54
2 計画の進行管理及び評価方法.....	54
（資料編）	55
（1）函南町子ども・子育て会議条例.....	55
（2）函南町子ども・子育て会議委員名簿.....	56

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年の私たちを取り巻く社会環境は、急速な少子化・核家族化が進行する一方、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加といったライフスタイルの多様化・複雑化により、子育て世帯の負担の増加、保育ニーズの多様化、待機児童の発生といった様々な問題が浮き彫りとなり、早急な対応と改善が求められてきました。

このような状況のなか、国は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定。平成27年度から幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた教育・保育の提供等を図ることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

また、平成28年4月1日には待機児童が増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行、平成30年3月には、待機児童の解消を目標に掲げる「子育て安心プラン」の内容を反映した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」が改正、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を推進するために「新・放課後子ども総合プラン」の策定が行われる等、さまざまな法改正等が実施されました。さらに令和元年10月には認可・認可外に関わらず幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子どもや子育て世帯、その関係者を取り巻く環境は大きく変化しています。

函南町では、これまで子ども・子育て新制度のもと、平成27年度から5年間を計画期間とする「函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。この度、令和元年度をもって計画期間が満了となること、同時に国の基本方針の改定や様々な法改正、社会情勢の変化に対応するため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は幼児教育・保育の確保を目的とした整備計画の役割に主眼を置きますが、函南町内すべての子どもとその家庭を中心に子ども・子育て支援に関わるすべての町民を対象としています。また本計画における「子ども」とは乳幼児だけでなく学童期、青年期を含めた18歳以下の児童すべてを指すものであり、それぞれの成長段階に応じた切れ目ない支援を推進するための指針となる計画として位置づけます。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、国の「健やか親子21（母子保健計画）」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条～第14条に定められた市町が行うべき支援、新・放課後子ども総合プラン等、関連法や計画の指針をもとに、函南町の施策を体系的に示すものです。

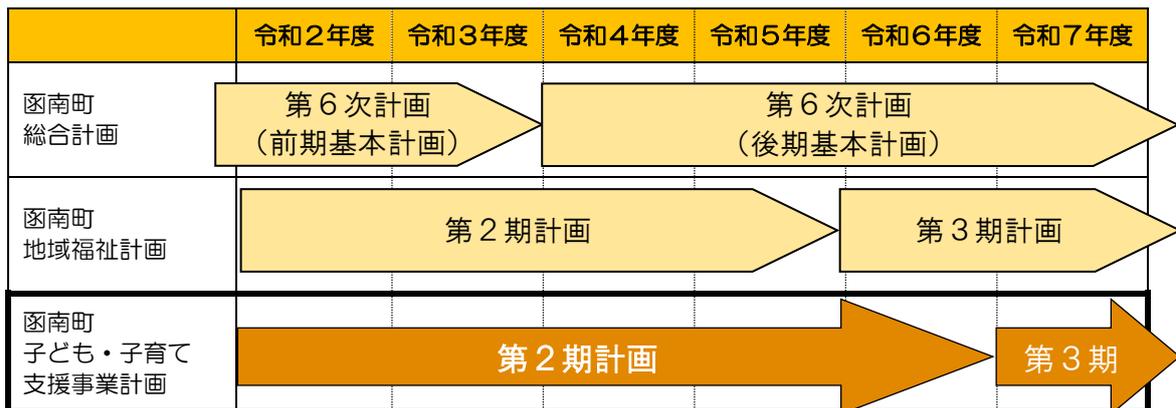
なお本計画の策定にあたっては、上位計画である「函南町総合計画」、「函南町地域福祉計画」のほか、「函南町健康増進計画」「函南町障がい児福祉計画」といった関連計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など、計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。



4 計画策定の方法と体制

(1) 函南町子ども・子育て会議の開催

本計画の策定に際し、策定委員会を開催し、本計画の内容について協議・検討を行いました。策定委員は、町民代表、地域関係者、保健・医療・福祉関係者、行政関係者で構成されています。(子ども・子育て会議条例や委員名簿は、資料編に掲載しています。)

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に先立って、平成 31 年 1 月に就学前児童の保護者、小学生の保護者に対して現在の就労状況や幼児教育・保育サービスの子育て支援サービスの利用状況、利用移行について把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

回答いただいた調査結果は、本計画に置ける各種サービスの提供に関する量の見込みの試算のほか、地域の課題や要望を踏まえ、施策・事業の方向性を検討するための基礎資料として活用しました。

◎調査期間：平成 31 年 1 月 15 日～平成 31 年 1 月 31 日

◎調査方法：郵送配布・郵送回収（※対象者は無作為抽出）

◎調査対象者：就学前児童の保護者 600 世帯、小学生の保護者 600 世帯

(3) 庁内ヒアリング

子ども・子育て支援に係る施策・事業の進捗状況を把握するため、庁内の関係各部門にヒアリング調査を実施し、第 1 期計画における各施策の総合評価及び課題と今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画への町民の意見を収集し、最終の計画に反映するために、次の要領でパブリックコメントを実施しました。

◎募集期間：令和 2 年 1 月 31 日（金）～令和 2 年 2 月 29 日（土）まで

◎募集方法：町ホームページに掲載

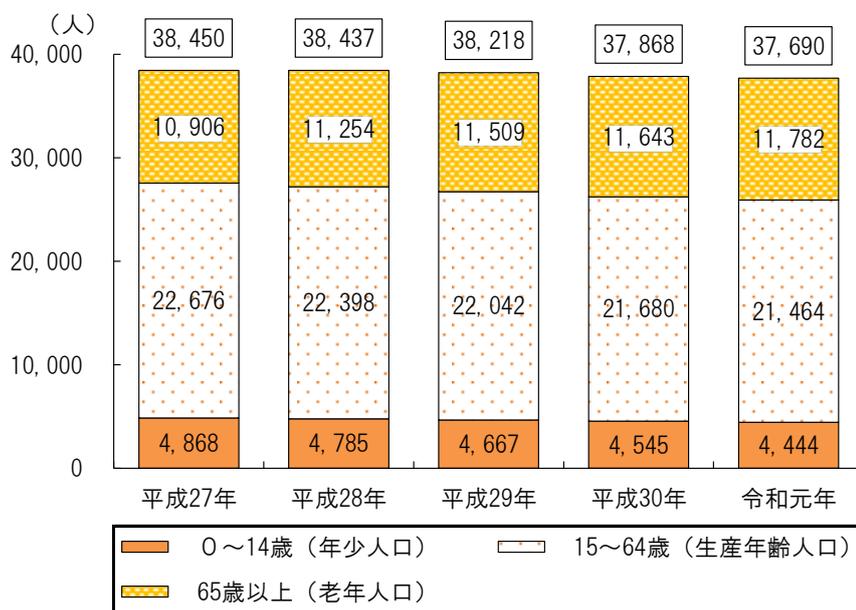
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データから見た現状

(1). 人口・世帯の状況

① 総人口と年齢階層別人口の推移

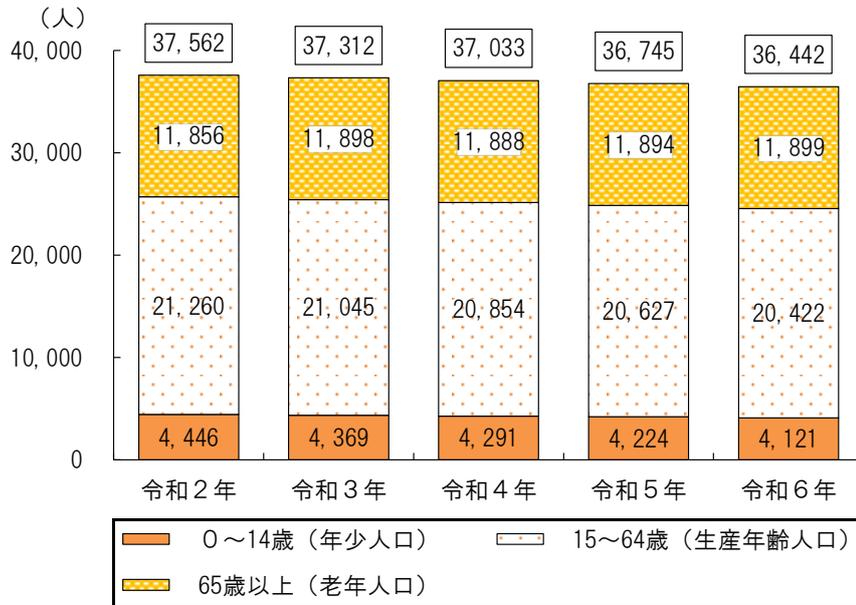
令和元年の総人口は37,690人で、年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）は4,444人、15～64歳（生産年齢人口）は21,464人、65歳以上（老年人口）は11,782人です。平成27年以降の推移をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にあるものの、65歳以上（老年人口）は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

② 総人口と年齢階層別人口の推計

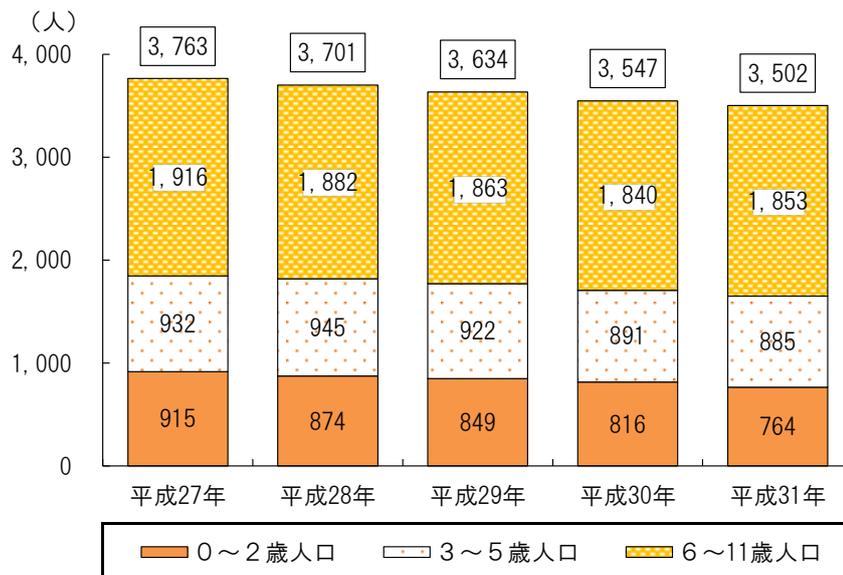
総人口の推計では、令和2年から令和6年にかけて、約1,000人程度減少すると見込まれています。年齢階層別にみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にあるものの、65歳以上（老年人口）は横ばい傾向にあります。



資料：住民基本台帳

③ 0～11歳人口の推移

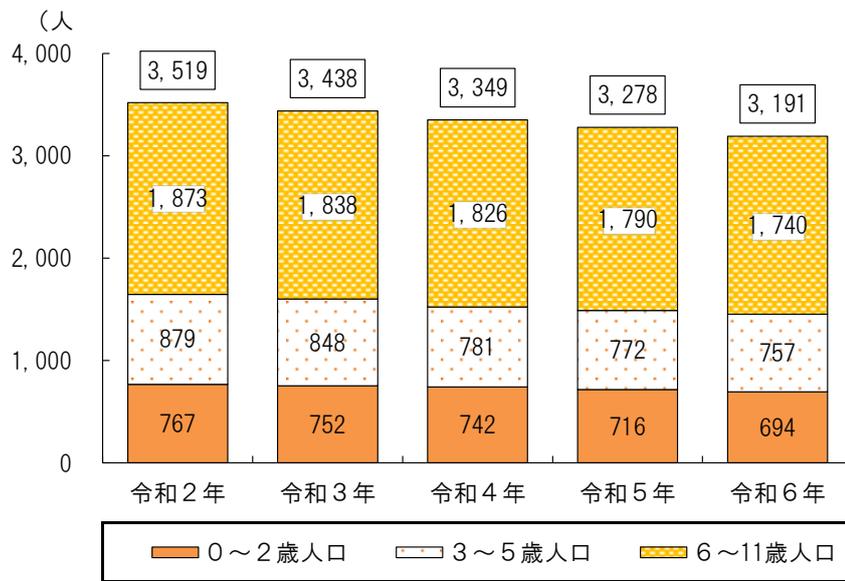
平成31年の0～11歳人口は3,502人で、0～2歳人口は764人、3～5歳人口は885人、6～11歳人口は1,853人です。平成27年以降の推移をみると、すべての年代において減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 0～11歳人口の推計

令和元年の児童数をもとにした0～11歳の推計では、令和2年から令和6年にかけて、約300人程度減少すると見込まれています。年齢階層別にみても全ての年齢で減少傾向となっています。

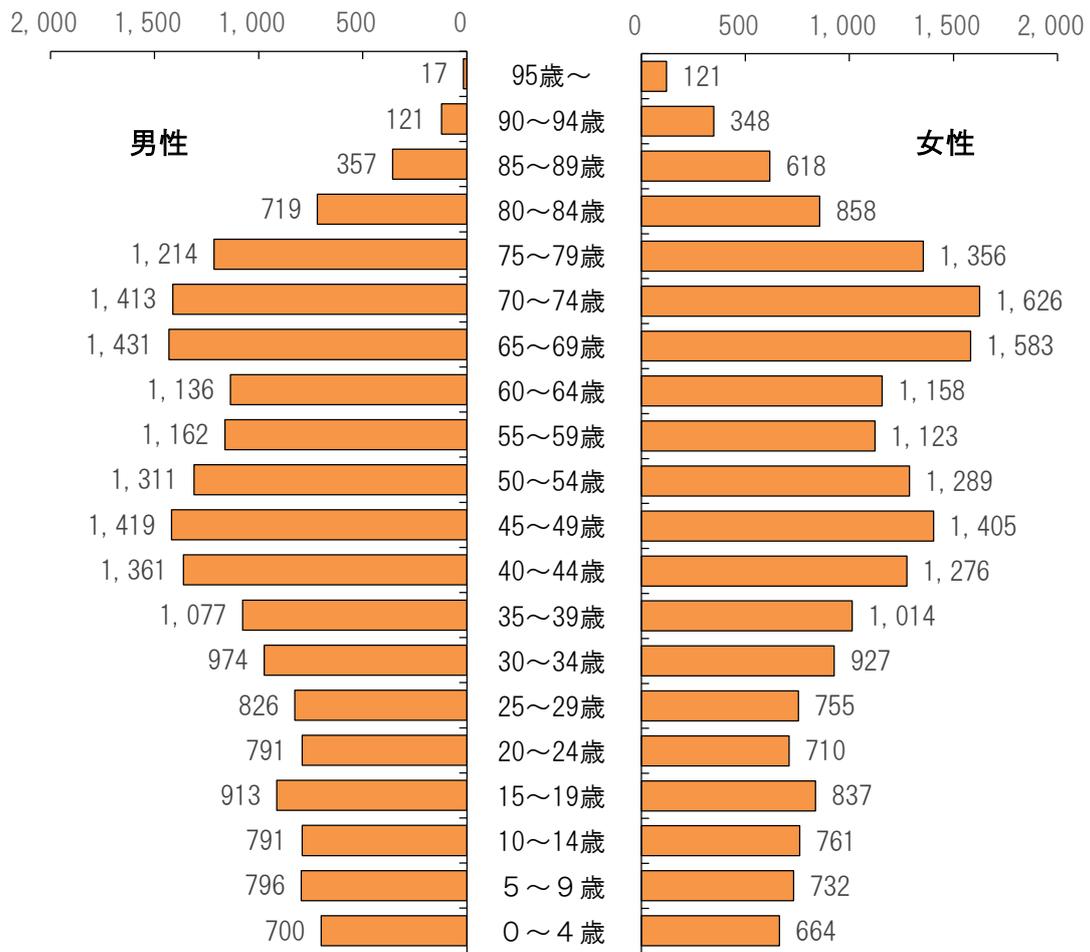


資料：住民基本台帳

⑤ 人口ピラミッド

性別・年齢別人口は、次のグラフのとおりです。高齢者が多く、若者が少ないつぼ型になっていることが特徴です。

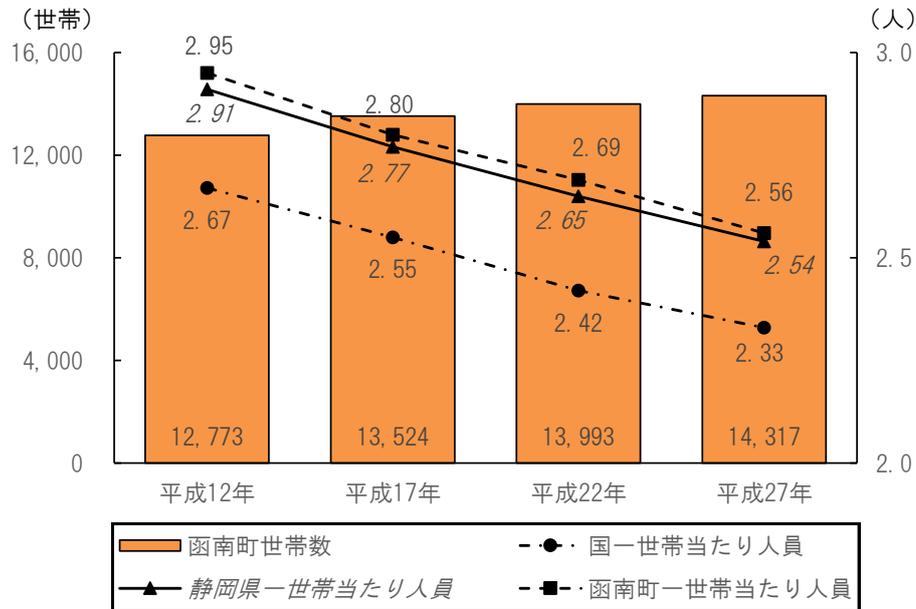
より詳しくみると、男性は65～69歳、女性は70～74歳で人口が最も多く、74歳までは男女ともに類似した傾向となっています。しかし、75歳以上は女性の方が男性よりも非常に多く、特に85～94歳においては、女性が男性の2倍以上の人口となっています。



資料：住民基本台帳（令和元年9月30日現在）

⑥ 世帯数の推移

世帯数は、平成12年から平成27年にかけて増加傾向にあり、現在宅地開発を進めている地域もあるため、今後も増加が予想されます。一世帯あたりの人員数は、核家族化の影響で全国的に減少傾向となっています。

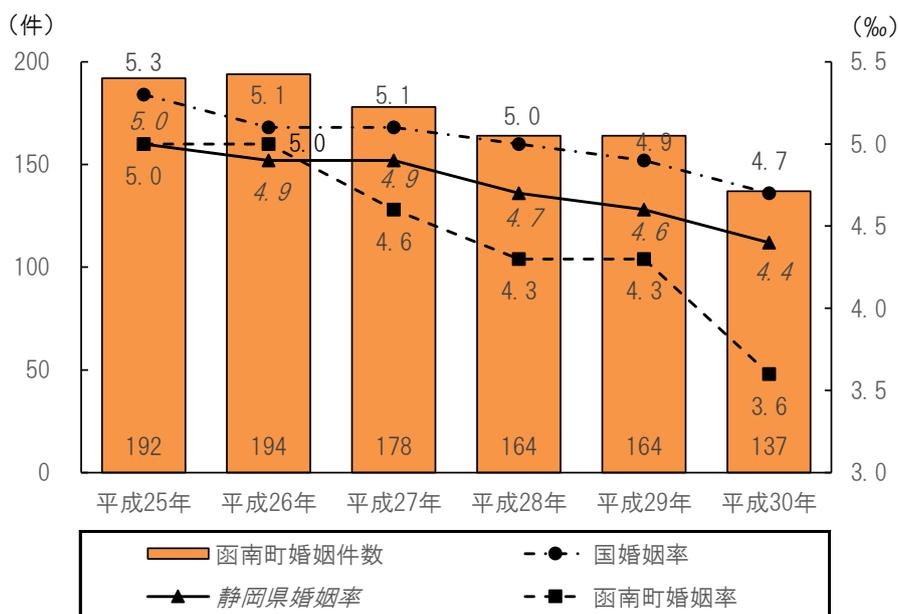


資料：国勢調査

(2). 婚姻・出産等の状況

① 婚姻件数と婚姻率の推移

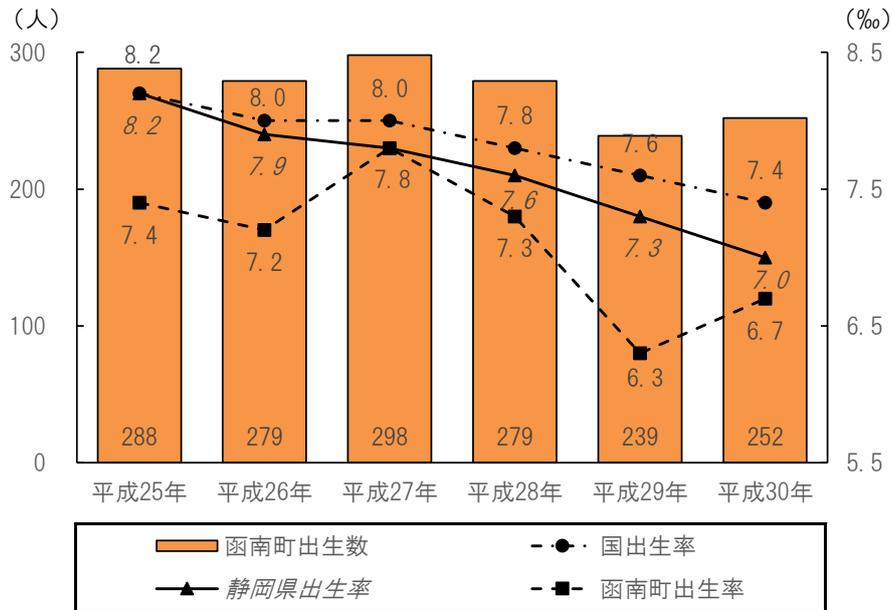
婚姻件数・婚姻率は全国的に減少傾向にあり、函南町においても同様です。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 出生数と出生率の推移

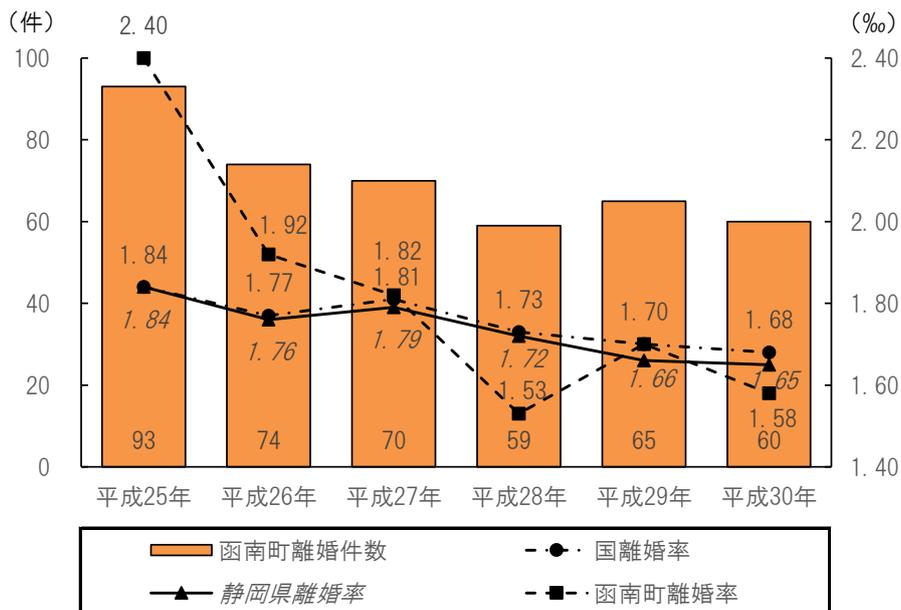
函南町における出生数は平成 27 年度以降減少傾向にありましたが、平成 30 年度はわずかに増加し 252 人となっています。出生率も同様ですが、いずれも静岡県の平均よりも低い水準にあります。



資料：人口動態統計

③ 離婚件数と離婚率の推移

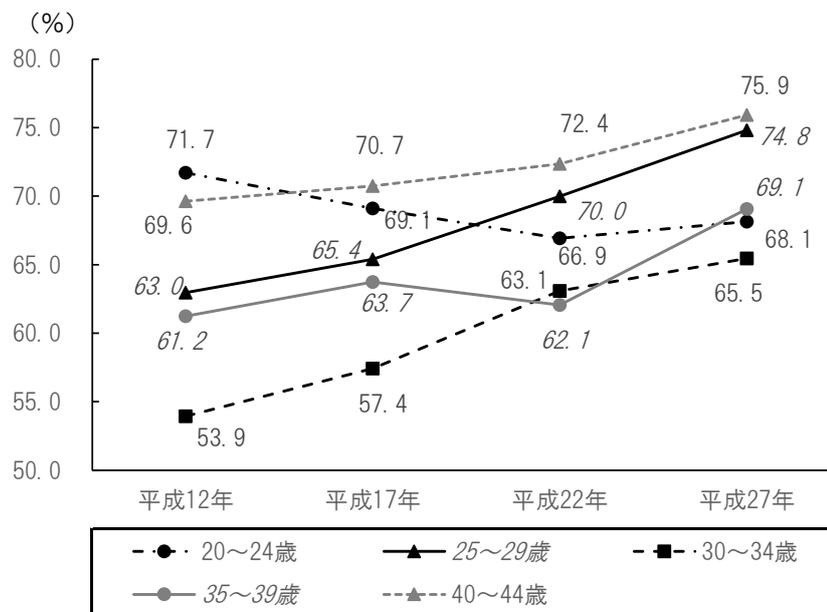
函南町における離婚件数は、平成 25 年以降減少傾向にあり平成 30 年度時点で 60 件となっています。



(3). 女性の就労状況

① 女性の5歳階級別就業率（20～44歳）

函南町における女性の就業率は、いずれの年齢層についても平成22年から平成27年にかけて増加傾向にあります。年齢別の就業率は40～44歳が最も高く75.9%、30～34歳が最も低く65.5%となっています。



資料：国勢調査

2 アンケート調査から見た現状

本町における現状と課題を明らかにし、本計画策定の資料とするために、平成30年度に実施したアンケート調査結果を参考に、町民の子ども・子育て支援への関心や要望等をまとめました。

(1) 調査の方法

対象者：【就学前児童調査】 函南町内在住で、就学前の子どもがいる世帯

【小学生調査】 函南町内在住で、小学生の子どもがいる世帯

対象数：【就学前児童調査】 600世帯

【小学生調査】 600世帯

調査方法：【就学前児童調査】 郵送配布・郵送回収

【小学生調査】 郵送配布・郵送回収

調査期間：平成31年1月15日～平成31年1月31日

(2) 回収状況

	対象数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	600世帯	323票	323票	53.8%
小学生調査	600世帯	279票	279票	46.5%

(3) 調査結果を見る際の注意点

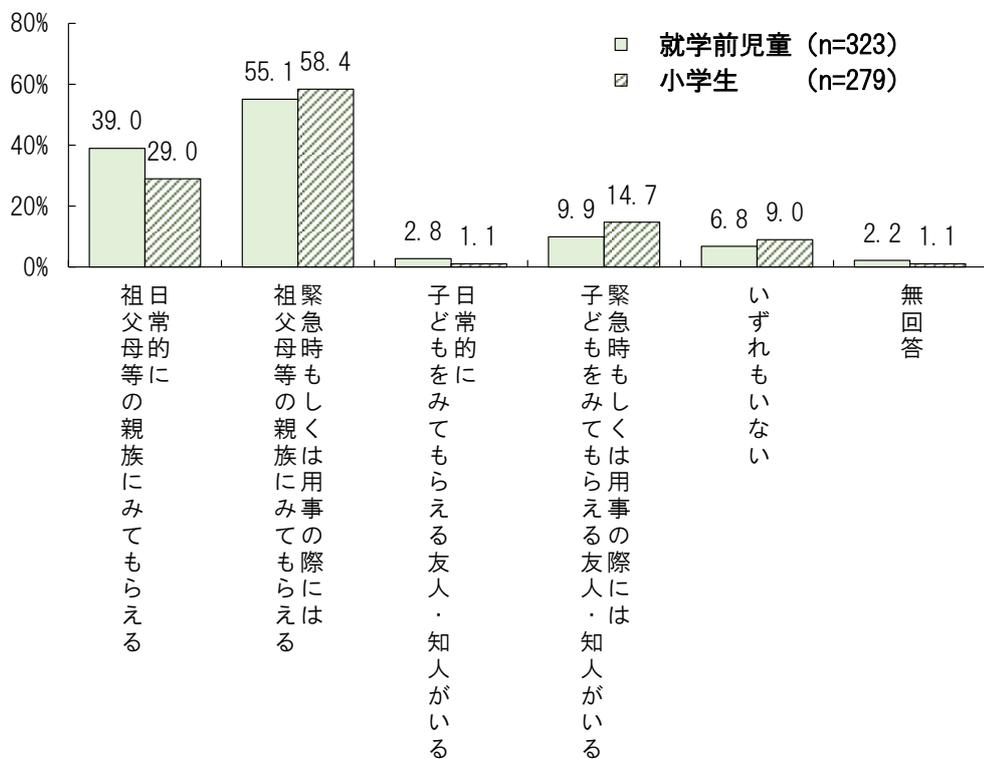
- ◆ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- ◆ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◆ 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ◆ グラフやコメントにおいて、選択肢を省略して掲載している場合があります。
- ◆ この調査結果は、各調査から主な設問を抜粋したものです。詳細につきましては町のホームページまたは担当課へお問い合わせください。

① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日中、子どもを預かれる親族・知人の状況を伺いました。幼稚園・保育園の利用意向と照らし合わせ、ニーズ量の推計に活用しています。

就学前児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.1%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が39.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が9.9%などとなっています。

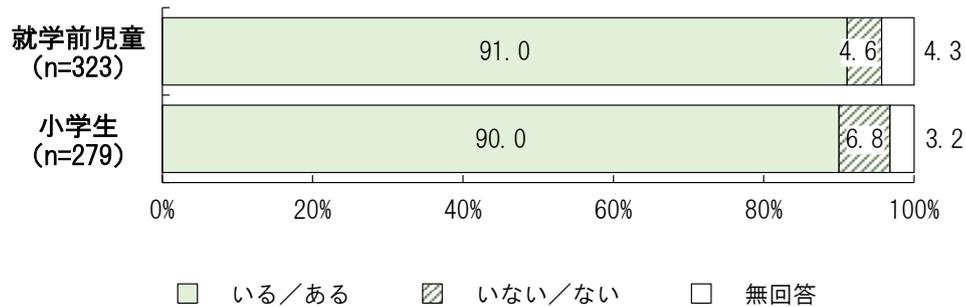
小学生も同様に、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.4%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が29.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が14.7%などとなっています。



② 子育て（教育を含む）に関する相談相手

様々な形で実施している相談支援の必要性・役割を検討するため、相談相手の有無について伺いました。

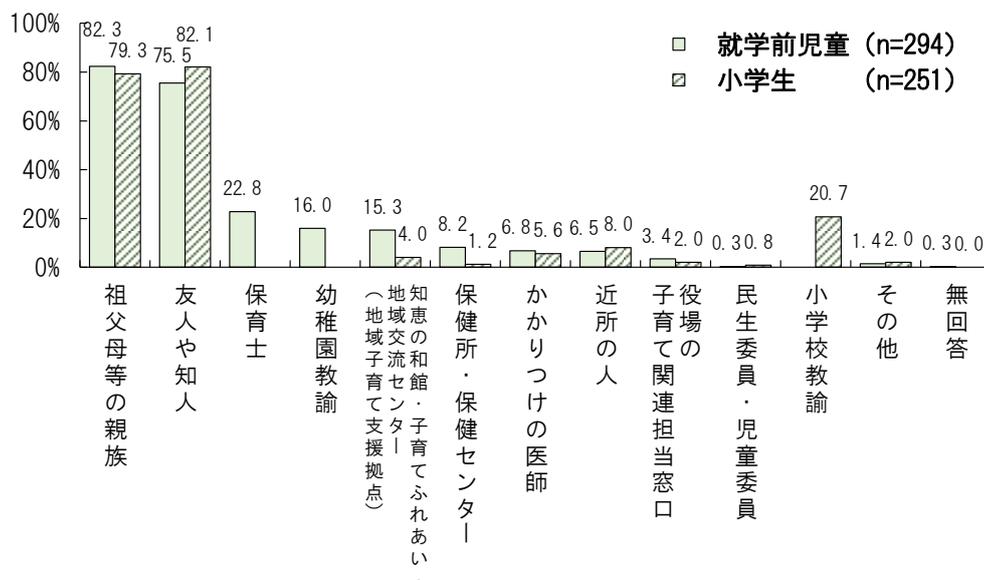
就学前児童では、「いる／ある」が91.0%、「いない／ない」が4.6%となっています。
小学生では、「いる／ある」が90.0%、「いない／ない」が6.8%となっています。



③ 具体的な相談相手※ 「相談相手の有無」で『いる／ある』と答えた方のみ

具体的な相談相手は、就学前児童では、「祖父母等の親族」が82.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が75.5%、「保育士」が22.8%などとなっています。

小学生では、「友人や知人」が82.1%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が79.3%、「小学校教諭」が20.7%などとなっています。



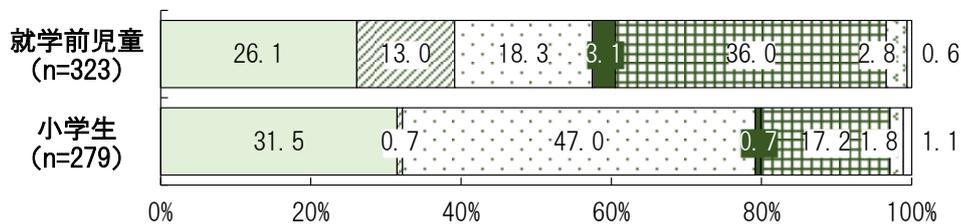
※「保育士」、「幼稚園教諭」は就学前児童のみ、「小学校教諭」は小学生のみの選択肢です。

④ 母親の就労状況

認定区分と幼稚園・保育園の利用意向の乖離を把握するため、両親の雇用形態・就労状況について伺いました。

就学前児童では、子育てに日常的に関わる方は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.0%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.1%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.3%などとなっています。

小学生では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.0%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.2%などとなっています。



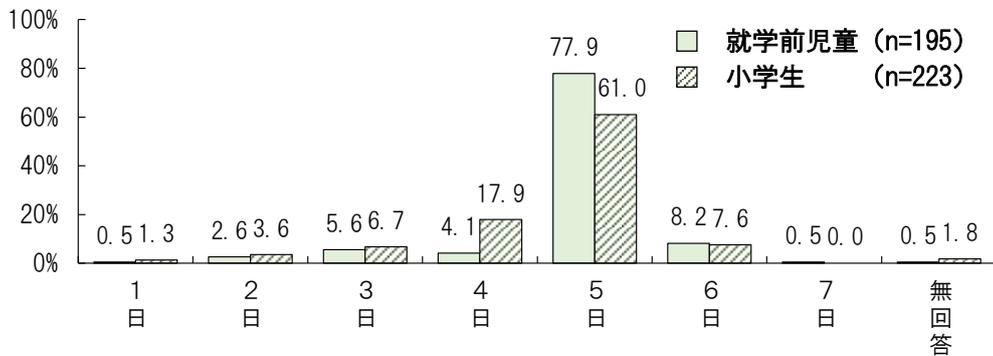
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

⑤ 母親の就労日数・就労時間 ※「母親の就労状況」で『就労している』と答えた方のみ

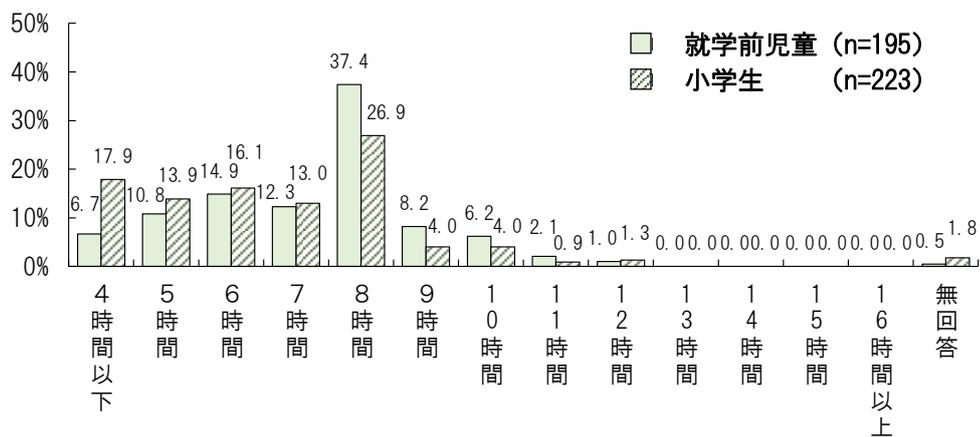
就学前児童では、1週あたりの就労日数では「5日」が77.9%と最も多く、次いで「6日」が8.2%、「3日」が5.6%などとなっています。1日あたりの就労時間では「8時間」が37.4%と最も多く、次いで「6時間」が14.9%、「7時間」が12.3%などとなっています。

小学生では、1週あたりの就労日数では「5日」が61.0%と最も多く、次いで「4日」が17.9%、「6日」が7.6%などとなっています。1日あたりの就労時間では「8時間」が26.9%と最も多く、次いで「4時間以下」が17.9%、「6時間」が16.1%などとなっています。

(1) 1週あたりの就労日数



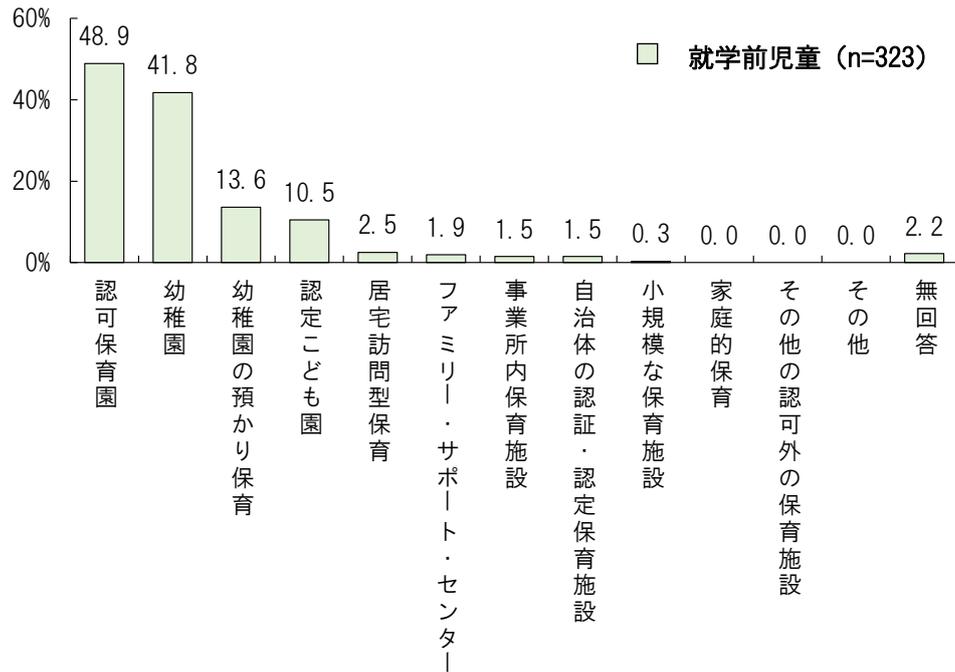
(2) 1日あたりの就労時間



⑥ 平日に定期的に利用したい教育・保育事業【就学前児童】

幼稚園・保育園のほか、関連する教育・保育の事業のニーズ把握のために利用意向を伺っています。こちらの回答結果を基盤として、他の設問の回答状況等を精査し適切な認定区分・利用者数等の量の見込みを算出しています。

就学前児童では、「認可保育園」が48.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.8%、「幼稚園の預かり保育」が13.6%などとなっています。



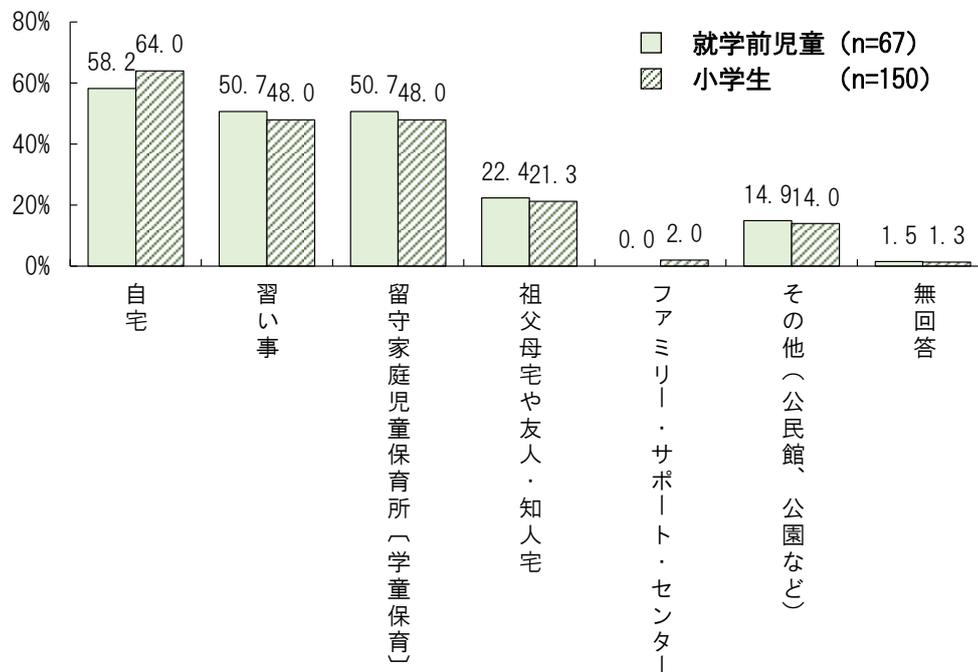
⑦ 小学校低学年に放課後過ごさせたい場所 ※就学前5歳児及び小学生1～3年生のみ

国の指針として学童保育の計画的な整備が掲げられており、今後の学童保育の提供体制について検討するため、小学校低学年・高学年の頃に子どもを過ごさせたい場所について伺いました。

小学校低学年については、就学前児童では、「自宅」が58.2%と最も多く、次いで「習い事」、「留守家庭児童保育所〔学童保育〕」がそれぞれ50.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が22.4%などとなっています。

小学生では、「自宅」が64.0%と最も多く、次いで「習い事」、「留守家庭児童保育所〔学童保育〕」がそれぞれ48.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.3%などとなっています。

なお、小学校高学年については、「習い事」や「祖父母宅や友人・知人宅」の意向が高くなり、学童保育の利用意向は就学前児童で28.4%、小学生で20.4%となっています。

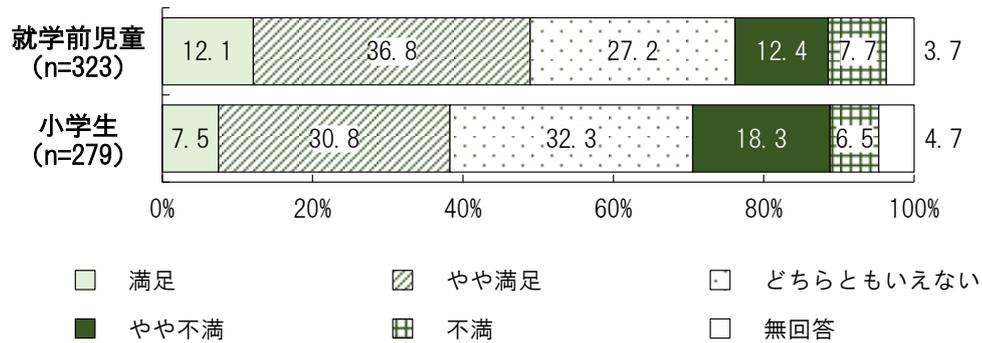


⑧ 函南町の子育て環境・支援への満足度

サービス利用量の見込みの算出や、整備に向けた設問だけでなく、現在の子育て支援に関する満足度や、必要な支援についても意見を伺いました。

子育て環境・支援への満足度では、就学前児童では、「やや満足」が36.8%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が27.2%、「やや不満」が12.4%などとなっています。

小学生では、「どちらともいえない」が32.3%と最も多く、次いで「やや満足」が30.8%、「やや不満」が18.3%などとなっています。

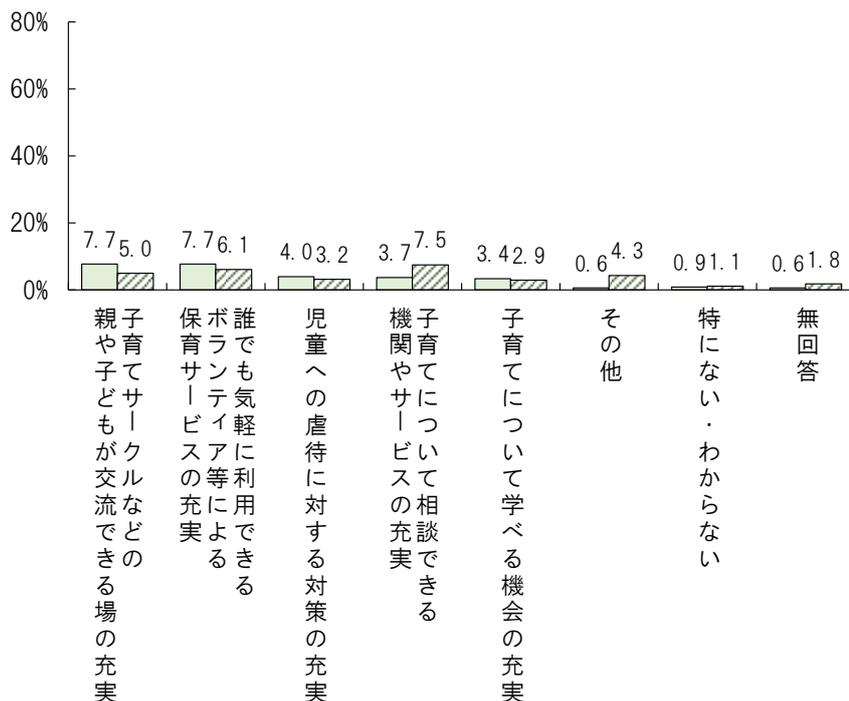
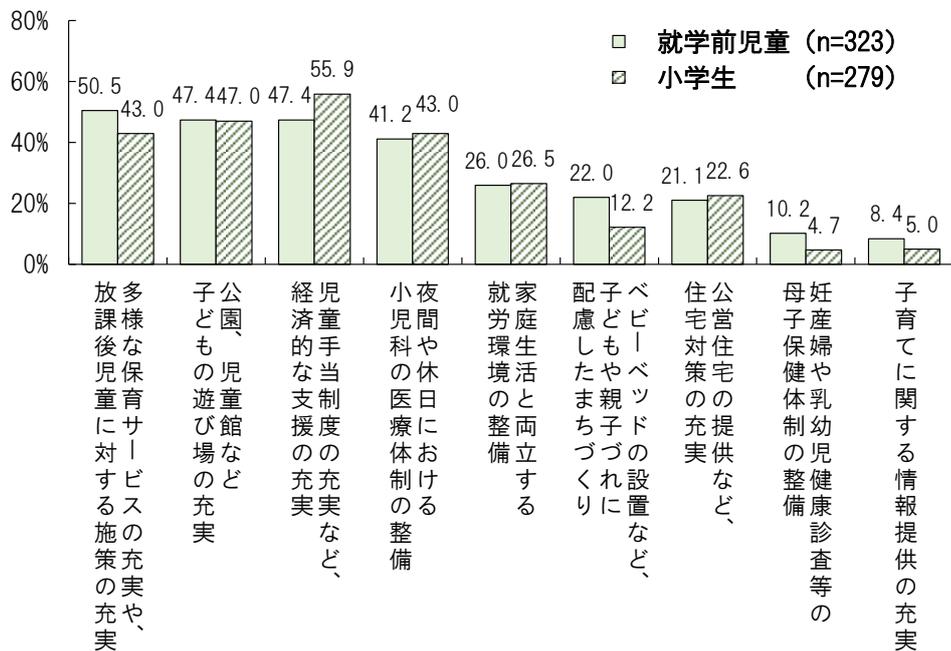


資料：H25 子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

⑨ 函南町の子育て環境をより良いものにしていくために重要なもの

就学前児童では、「多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実」が50.5%と最も多く、次いで「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」、「児童手当制度の充実など、経済的な支援の充実」がそれぞれ47.4%、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が41.2%などとなっています。

小学生では、「児童手当制度の充実など、経済的な支援の充実」が55.9%と最も多く、次いで「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が47.0%、「多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実」、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」がそれぞれ43.0%などとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもを見守り、未来を育てる ～ 子どもたちと一緒に育むまち「かなみ」～

子どもは家族にとって、また社会全体にとってかけがえのない存在であり、次代を担う可能性であると同時に未来を創り上げる力でもあります。彼らが健全に育っていくことで未来の健全な函南町が作られ、また成長した彼らがまちづくりに参加することによって次の世代の子どもたちが育っていく。こうした世代交代と循環こそ函南町の存続と発展に欠かせない重要な要素です。

子どもたちの成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子どもやその家族の幸せのためだけでなく、地域福祉の発展のため、函南町の住民全員で取り組むべき重要な課題のひとつです。

函南町では「子どもの最善の利益」を考え、子どもたちが地域とのかかわりのなかで郷土に愛着を持ちながら、同時に地域社会の一員としての自覚を養うことが出来るよう、一人ひとりの健やかな教育環境が保障され、子どもの発達段階や状況に応じて切れ目ない支援を受けることが出来る社会の実現を目指します。

2 計画推進の基本的な視点

(1) 子どもの視点

函南町のすべての子どもたちの成長を社会全体で支え、子どもの利益が最大限尊重されるよう、一人ひとりの成長段階に応じた決め細やかな支援体制を整えます。また、整備だけではなく利用促進も視野に入れ、各種支援サービスに関する情報提供や利用に関する相談体制の整備に努め、支援を必要としている方が気兼ねなく支援を受けられるようにします。

(2) 次代の親作りという視点

子どもたちはかけがえのない地域の宝であると同時に、次代の親となる存在として育てていく必要があります。函南町では豊かな人格形成のための教育環境の整備とともに、函南町への郷土愛と地域社会の一員としての責任感を持てるよう、地域とのかかわりを感じられる課外授業やボランティアといった学校外での教育の場の整備に努めます。

(3) サービス利用者の視点

核家族化やライフスタイルの多様化といった社会環境の変化と同時に、ひとり親家庭、発達障がいといった、それぞれの子育て世帯が抱えている様々な課題への対応が求められています。函南町では子ども一人ひとりの可能性を見つめ、利用者のニーズに柔軟に対応できる多様な支援を展開します。

(4) 社会全体による支援の視点

子育てに対して第一義的責任を有するのは、その保護者にほかありませんが、子どもが次代を担う地域の財産である以上、住民一人ひとりが子育て支援の担い手となって子どもたちの成長を支えていく必要があります。各事業の実施においては企業や地域団体を含めた様々な関係者との協働のもとに支援の整備・拡充に努めます。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は子どもの健やかな成長を支援するだけでなく、働く意欲のある母親が子育てと仕事を両立できるよう、また子育てに悩んだときに孤立することが無いよう保護者を含めた家庭全体を支援するものでなくてはなりません。様々な形で相談支援の場を設けることで、子どもだけでなく保護者一人ひとりに寄り添い、適切な支援の活用につなげます。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

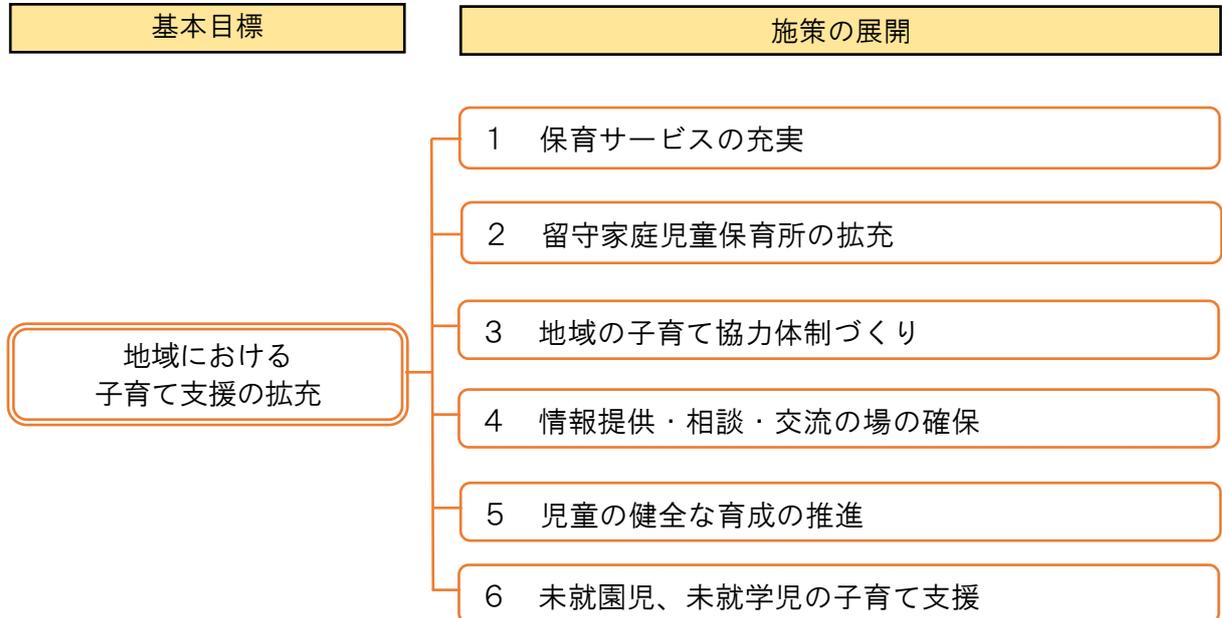
地域における子育て支援は自治体の公共サービスとして提供されるものだけではなく、NPOや子育てサークル、母親クラブ、子ども会・自治会といった様々な活動団体によって提供されています。こうした団体との連携のほか、函南町内の施設・行事等様々な資源を活用して子どもたちの健やかな成長と学びの場の拡大を推進します。

(7) サービスの質の視点

本計画は函南町における子育て支援事業の各サービスの利用について、適切な量の見込みの設定と整備体制を検討することに主眼を置いています。しかし、実際の子育て支援の推進においては利用量の増減だけでなく、サービスの質の向上も含めて事業の評価と改善を重ねていく必要があります。本計画の推進及び進捗管理と並行して、各種サービスの利用状況、課題、継続や廃止の方向性等、定期的な評価を通じて利用者の満足度の向上に努めます。

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援の拡充



少子化・核家族化といった社会の移り変わりと並行して、女性の社会進出や様々な形での就労の普及といった法整備も日々進められています。こうしたライフスタイルの多様化にあわせて、必要とされている支援も多様化・複雑化しており、家族や近隣住民との助け合いだけで生活の課題すべてを解決することはできません。函南町では多様化する支援のニーズに応えるべく、施設の整備とともに、保育士やボランティアといった人材の確保、障がいのある児童や医療的ケアを要する子どもへの対応といった、より専門的な支援ができる人材・団体との連携に注力し、地域において実施できる支援の幅を広げます。

1 保育サービスの充実

- ❖ 幼稚園の空き教室等を活用し、預かり保育を実施しています。町内のすべての幼稚園で一時預かりを実施するとともに、5カ所で年間預かり保育、長期休業中預かり保育、年間預かり保育を実施します。
- ❖ 新たな保育園及び小規模保育所の開設を検討します。また、地域の保育ニーズに応じて病児・病後児保育事業、一時保育事業、延長保育等各種サービスの充実に努めます。
- ❖ 保育園では障がいや発達の種類により可能な限り児童の受入を実施します。

2 留守家庭児童保育所の拡充

- ❖ 留守家庭児童保育所の過密化に対応し、学校の空き教室等を活用し、施設を拡充します。
- ❖ 防犯マニュアルの改訂、研修の実施等人材育成に重点をおき、安心安全な施設の充実を図ります。
- ❖ メール配信サービスを活用し、非常時等に迅速な連絡体制を整えるとともに、各保育所に連絡用の掲示板を設置する等、指導員と保護者の関係をより親密にして、子育ての支援を推進します。

3 地域の子育て協力体制づくり

- ❖ 地域の自治会・子ども会と相互に連携を図り、地域全体で子どもたちを見守る体制を強化します。
- ❖ 子育ての援助を行いたい人を対象に、子育て支援に関する知識と支援方法を学んでもらうための講座を実施しています。2回の講座受講と、1回のボランティア活動によりボランティア修了証の交付をし、ボランティア活動への参加をお願いする等、断続的な活動を支援します。
- ❖ ファミリー・サポート・センター事業、ホームスタート事業を通じて、子育ての援助を受けたい方、援助を行いたい方のマッチングを支援します。広報やチラシによる会員募集等、利用促進と対応できるボランティアの育成に努めます。

4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり

- ❖ 子育て支援の拠点として、かんなみ知恵の和館内に「子育てふれあい・地域交流センター」を設置し、就学前の親子の遊びや世代間の交流の場として利用してもらい、共有体験できる講座・イベントを開催しています。また、利用者が気軽に育児相談等ができるよう保健師や心理士を配置し、気軽に利用できる場を提供するとともに様々な事業の実施を推進します。
- ❖ 母子手帳交付時や赤ちゃん訪問時の配布資料、子育て支援課窓口等で子育て相談窓口の紹介を行い、町内の各学校、各園を訪問し、日々の子どもたちの様子を確認しつつ情報提供を受け、相談体制の充実を図ります。
- ❖ 子育てアプリ「かん navi」による情報配信、かんなみ安心情報メールによるイベント等情報配信、広報紙・ホームページへの掲載を通じて住民が利用しやすい育児情報を提供します。
- ❖ 育児サークルの活動と情報提供を支援し、育児の相談や母親同士の交流の場として周知を図ります。

5 児童の健全な育成の推進

- ❖ 児童・生徒の安心のため、自治会・PTA・ボランティア等関係機関と連携し、青少年健全育成大会やあいさつ運動、パトロールを実施しています。今後も教育関係者や民生委員・児童委員との情報交換を通じて、自治会役員の参加やボランティアの確保等、見守り体制の強化に努め、青少年健全育成に取り組みます。
- ❖ 法務省より委嘱された人権擁護委員会を中心として、小学校等で人権擁護に関する講話を実施しています。幼少期より他者の尊重と相互理解の精神を養い、人権啓発と人権感覚の成熟のための取り組みを推進します。

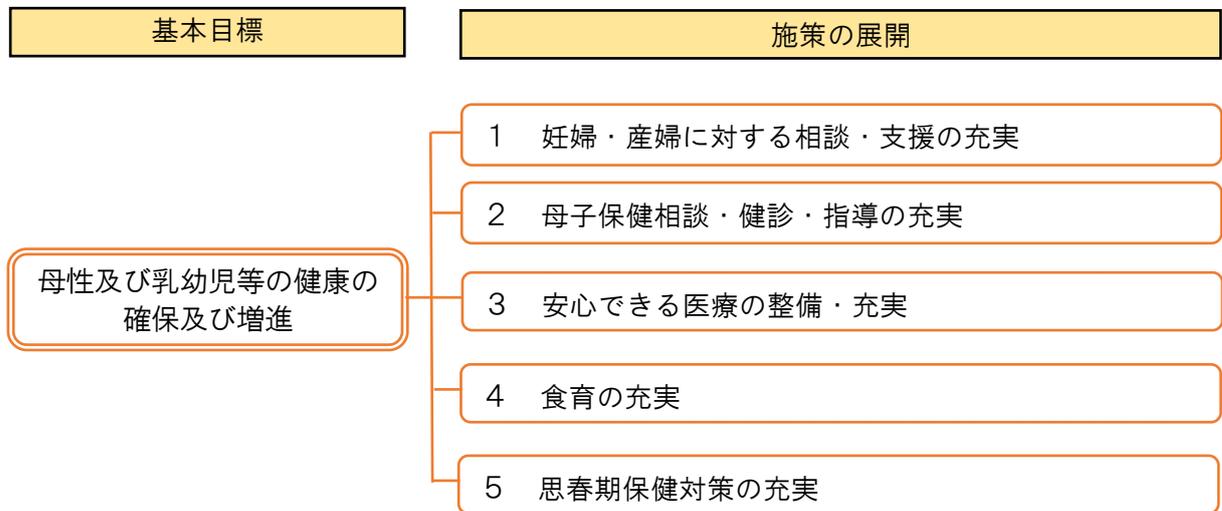
6 未就園児、未就学児の子育て支援

- ❖ 乳幼児健診や健康相談等で支援が必要な母子に対し、地区担当保健師・臨床心理士等が家庭訪問を実施し、子育てに必要な情報を提供します。
- ❖ 7か月児親子を対象に、健康相談時に読み聞かせと絵本のプレゼントを実施して親子のふれあいの場を提供します。また、健康相談未受診の保護者に対する周知啓発に努めます。

《基本目標1に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
保育園等整備事業	町内の保育ニーズの高まりに対応するため、保育園・小規模保育所等の開設に向けた予算を確保しつつ、運営体制の検討を進め、保育受入枠の拡大と多様な保育サービスの拡充を図ります。
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童等を対象に、保護者の就労状況等に依りて放課後に学校の空き教室や留守家庭児童保育所にて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能な場を与え、健全な育成を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業	子育て援助を行いたい方、援助を受けたい方を会員として登録し、子どもの送迎・短時間の預かり等を実施します。センターは依頼内容を確認して、「おねがい会員」「まかせて会員」「どっちも会員」のマッチングを行います。
ホームスタート事業	子育て支援を目的として、地域の子育て経験者をホームビジターとして派遣します。
子育てふれあい・地域交流センター事業	かなみ知恵の和館内にて、プレイルームやふれあいプラザ等、屋内外の親子の遊び場を提供するとともに、就学前の親子が共有体験できる講座・イベントを開催しています。また、利用者が気軽に育児相談できるよう、保健師や認定心理士を配置します。
幼保育一元化推進事業	親の就労状況に左右されず、継続して預けることができる「認定こども園」の整備に向け、町内の各幼稚園の改装・改築を検討します。
ブックスタート事業	7か月児健康相談に参加したすべての親子を対象に、「赤ちゃんとは絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝え、読み聞かせをしながら絵本のプレゼント等を行います。

基本目標2 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進



女性が安心して妊娠・出産・育児ができる環境を作るためには、健康診査や保健指導をはじめとした医療体制の充実だけではなく、妊娠初期から出産、育児に至るまでに生じる様々な不安を取り除き、母親とその家族に寄り添うことができる相談支援体制の拡充、一人ひとりの環境における課題を解決するための関係機関との連携強化等、様々な視点から保護者を支援していく必要があります。

また出産後は産後ケアをはじめとした保護者の支援だけではなく、母子ともに健やかな成長を促すため、食育をはじめとした親子ともに健全な生活習慣を根付かせるためのセミナーやイベントを実施し、やがて思春期を迎えた子どもたちが、次代の親としての責任感と正しい倫理観を成熟させることができるよう、思春期特有の問題に対する正しい情報提供や相談体制等の心のケア等の取り組みを推進します。

1 妊婦・産婦に対する相談・支援の充実

- ❖ 委託医療機関で実施する妊婦・産婦健康診査の費用助成、妊婦歯科検診の費用を全額助成するなど、妊婦・産婦の健康管理のため、より健診を受けやすい体制を整えます。
- ❖ 子育て世代包括支援センター「Hello あかちゃん おひさまルーム」にて、個別の相談室での面談を実施し、各々に合わせた妊娠期・出産後におけるプラン、サービス情報を提示し、産前・産後のサポートを強化します。
- ❖ 妊娠中から出産まで、安心して生活できるよう、母親の様々な不安を取り除き、夫婦や家族で協力して出産・育児ができるよう、両親学級・母親学級を開催しています。また、参加しやすいよう、平日日中・平日夜間・日曜日の日中に教室を開催し、実習・体験を通じて母親だけでなく、父親をはじめ、家族全員での育児協力を促します。

- ❖ 母子手帳交付時に把握できた特定妊婦・ハイリスク妊婦に対して保健師・児童虐待担当・児童福祉担当等でケースネット会議を開催し、連携して定期訪問・相談を実施します。妊娠期から早期にコミュニケーションをとることで、出産後の不安を取り除き、虐待を未然に防ぎます。
- ❖ 不妊治療・不育治療を受けられた夫婦に対し、少子化対策の一環として治療費の一部助成を実施します。

2 母子保健相談・健診・指導の充実

- ❖ 乳幼児の疾病の早期発見および発達支援のため、4か月・10か月・1歳6か月・2歳・3歳の各幼児健康診査と7か月児の健康相談を実施しています。身体的な疾病だけでなく、発達に課題のある乳幼児のほか虐待の兆候について見落とさないようスクリーニングを実施し、早期から親子をサポートできるよう健康診査の充実を図るとともに、健診未受診者へのフォロー体制を整え、確実な受診を促します。
- ❖ 乳幼児健診において、発達・発育に課題のある乳幼児を対象に、より健やかな成長・発達を促せるよう、関係機関と連携を図り保護者に対するかかわり方の指導や専門家による相談を共同開催します。
- ❖ 乳幼児健診と共同開催の相談をはじめ、第一子の親子が生後3か月から参加できる乳児教室（ぴよぴよクラブ）、健診の事後教室である子育てほっとサロン、ママの湯～ったりデイサービスなど、参加者のニーズに応じた相談の場と教室を確保します。
- ❖ 母子手帳の交付時、母親学級、両親学級、赤ちゃん訪問時、健診時、健康相談等において、情報提供を行っています。子育てアプリ「かんnavi」を導入し、予防接種の管理お知らせ機能や成長記録、地域の子育て情報の配信機能により、様々な場面で育児をサポートします。
- ❖ 1歳6か月から3歳まで6か月毎に希望者に歯のフッ素塗布を実施しています。また、4・5歳児～小学生の希望者へのフッ素洗口の実施、幼稚園、保育園、小・中学校でのブラッシング教室、小中学生を対象に歯みがきカレンダーを配布するなど、子どもだけではなく家族全員で取り組める口腔ケアを推進します。

3 安心できる医療の整備・充実

- ❖ 乳幼児の急病、様々な医療的ケアを必要とする乳幼児等に対応するため、地域の医療機関や近隣市町との連携を図り、安心できる地域の医療体制を確立します。
- ❖ 赤ちゃん訪問時、転入手続き時に町内医療機関名簿や夜間救急体制についての案内を配布しています。また、「かんnavi」に医療機関情報を掲載し、情報発信の充実を図ります。

4 食育の充実

- ❖ 離乳食講習会や7か月児健康相談で、離乳食の始め方、発達段階に応じたすすめ方や作り方を指導し、離乳食の望ましい与え方を学ぶ場を提供しています。また、定期栄養相談や各種健診において食についての資料の配布や個別栄養相談を実施する等、早期から親子ともに食育に対する関心を高められるよう、啓発します。
- ❖ 保護者を対象とした食育セミナー、子どもを対象にした食育教室（食育クラブ）や食育かるた大会等、地域の食育改善推進員と連携して様々なイベントを開催し、適切な食習慣等の周知啓発に努めます。
- ❖ 子どもを中心とした農業体験学習の促進と、給食食材に地元の農産物を活用し、地産地消の推進、食品関連事業者との連携を強化し、食育の推進に努めます。

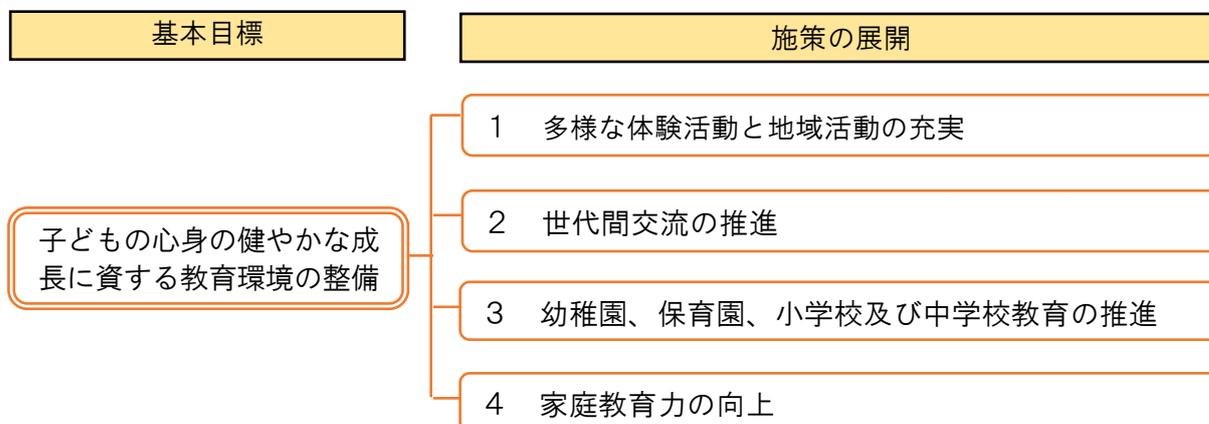
5 思春期保健対策の充実

- ❖ 喫煙・飲酒・薬物などの危険性や、身体の発達と心の健康について、正しい理解を広めるため、薬物講座等の危険物に関する指導を継続して実施し、チラシ、ポスターによる周知啓発を行います。
- ❖ 次代の親となる子どもたちに対して、職場体験・保育実習等の授業の一環として乳幼児との触れ合いの場をつくり、子育てに関する教育を推進します。
- ❖ 保健体育の授業で身体の発達と心の健康・年齢による身体の衰えについて指導をし、身体の発達と心の健康のための正しい対応についての学習を推進します。

《基本目標2に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
妊婦・産婦健康診査・妊婦歯科検診事業	町が委託している医療機関において実施する妊婦・産婦健康診査の費用を一部助成、妊婦歯科検診では全額助成します。
子育て世代包括支援センター事業	主に妊産婦及び乳児の実情を把握し、妊娠・出産に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、妊産婦及び乳児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳幼児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、親子の心身の状況の把握と子育て支援に関する情報提供を行い、適切なサービスの利用につなげます。
予防接種事業	生後2か月頃から中学生まで、様々な予防接種を実施しています。公費負担となる定期接種、自己負担の任意接種ともに、住民への周知を徹底し、接種勧奨を強化します。
歯科保健事業	幼稚園・保育園から中学校まで、教育機関と連携してブラッシング教室を実施します。 また1歳6か月から6か月ごとのフッ素塗布、4歳から小学校6年生まで週1回のフッ素洗口を実施しています。いずれも希望者を対象としているため、事業の周知を徹底します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



子どもたちが、心身ともに健やかに成長していくためには、ただ教えてもらったことを覚えるだけではなく、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ、ボランティア等の体験を通して、自らの興味や可能性を発見したり、人生の楽しみを知る機会を与えることが重要です。しかし、現代は核家族化の進行や地域コミュニティの衰退等の影響で、子どもたちは異なる世代と接する機会も少なくなっています。函南町では、子どもたちが地域の様々な人・モノと触れ合うことを通じて、社会性の習得や、社会に対する広い視野の獲得等、自発的に生きる力を身につけられるよう、地域の人的及び物的資源を最大限に活用しつつ、誰でも参加しやすい多様な活動の機会や場を整備します。

1 多様な体験活動と地域活動の充実

- ❖ 地域ボランティアの協力のもと、合唱教室、フラワーアレンジメントをはじめ、もの作りや軽運動など多様な体験ができる機会を設けます。
- ❖ 外部の関係機関と連携し、留守家庭児童保育所での工作や軽運動、読み聞かせ等、福祉体験や職場体験をはじめとした体験学習の充実を図ります。
- ❖ スポーツ少年団に対して補助金交付のほか、様々な運営支援と連携を強化します。ニュースポーツ教室、ノルディックウォーク教室、ペタンク大会の開催等、スポーツによる地域の活性化と町民の健康増進を図ります。
- ❖ ALT（外国人語学指導助手）派遣事業を継続実施し、外国語学習の充実に努めます。また、語学の習得にとどまらず町内在住の外国人との交流を通じて多文化理解を深められるよう、子どもでも参加しやすい国際交流事業を企画します。

- ❖ 「読書のまち・かんなみ」宣言に基づき、子育てふれあい・地域交流センターとの複合施設である利点を活かし子どもの読書推進に取り組み、幼保小中、高等学校、ボランティア等と連携したイベントを多数開催し、自発的に本を読む習慣が身につくよう環境の整備を推進します。

2 世代間交流の推進

- ❖ 幼稚園・保育園及び小学校において、小学校4年生以上に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者等との関わり方を学ぶ場を提供し、高齢者と子どもとのふれあいの機会の推進を図ります。
- ❖ 地区との連携を強化し、地区運動会、防災訓練、清掃作業等様々な活動への参加を通し、将来地域を支える小中学生が活躍する場を広げます。
- ❖ 三世代間での交流ができるよう各月多様なイベントを企画。いつ来ても子育ての相談ができるよう保健師、心理士の専門のスタッフを配置します。

3 幼稚園、保育園、小学校及び中学校教育の推進

- ❖ 教育機関のカリキュラム作成等において、園長・校長会の開催、幼・保、小中学校の交流、担当指導主事の配置、各校での学校運営協議会委員の委嘱等、相互に連携・協議・評価のできる体制の整備に努めます。
- ❖ 町内の幼稚園・保育園に対して、一体的に町内の幼児教育の質の向上を図るため、教育・保育面に係る事務の一元化、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーを配置し、それらを活用した研修体制の構築、幼保小中の接続等を推進します。
- ❖ 障がいのある児童・生徒、発達に課題のある児童・生徒のための教育機会を確保するため、介助員、特別支援員といった特別支援教育の人的配置を継続するとともに、支援対象児・生徒の状況把握のため、学校職員・会計年度任用職員を問わず特別支援教育コーディネーターの研修会を実施し、可能な限り広範囲に支援員を配置できるよう努めます。
- ❖ 不登校児童・生徒への支援のため、教育委員会相談員を中心とした関係機関との連携を強化し、教育支援センターによる相談、不登校相談ケース会議の実施のほか、町内の適応指導教室の充実に努め、学校に通えない児童・生徒にも社会とのつながりを感じられる環境を整備します。
- ❖ 道徳教育・人権教育の充実に努め、学校教育のみにとどまらず、町の策定している「函南町男女共同参画計画」の推進に伴い、関係機関と連携した活動を展開します。人権週間や男女共同参画週間など、全国的な啓発活動に合わせて、懸垂幕の掲示、町図書館での関連書籍等特設コーナーを設置するなど、幅広く教育推進を図ります。
- ❖ 教職員の資質向上のため、田方地区教員研修協議会において、「若手教員養成事業」「中堅教員研修」「臨時講師（任期付）研修」「要請訪問研修」「講師派遣事業」において研修を行い、効果的な研修体制の構築を目指します。
- ❖ 情報活用能力の育成を図るため、学校におけるICT環境整備を推進します。また、必要以上の情報に簡単にアクセスできてしまう環境において、情報との向き合い方を考えることができるよう、情報モラル・情報リテラシーに関する教育を推進します。

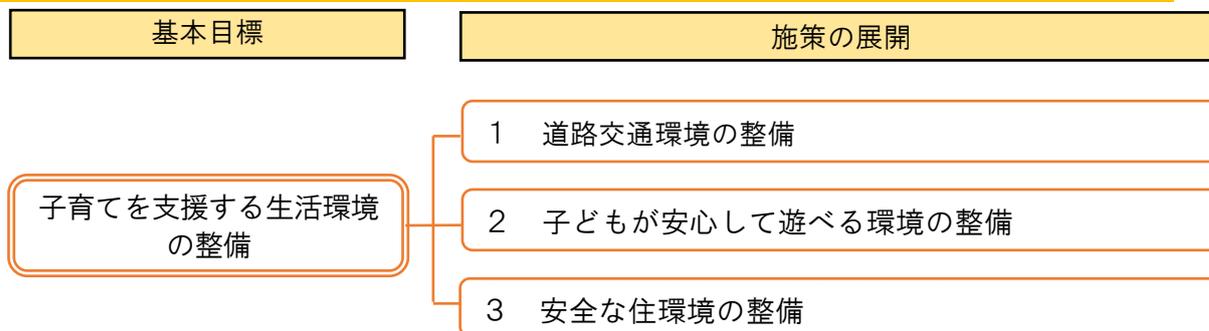
4 家庭教育力の向上

- ❖ 主に就学前の子どもをもつ保護者を対象に、家庭教育支援講演会などを開催し、家庭教育の重要性を伝える場を設けています。今後、より多くの年齢層を対象とした講座や講演会を企画する等、家庭教育の支援を進めます。
- ❖ 子育てママのミニ講座の開催、パパ・ママ力UP講座の開催等、子育て交流センターにおいて、父親・母親を対象にした子育て講演会を開催します。親が親としての役割や責任を自覚し、子育てを通して親も成長していく地域づくりを推進します。

《基本目標3に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
地域学校協働活動推進事業	地域と町内の全小中学校の連携体制を基盤とした「地域学校協働本部」を設置し、より幅広い層の地域住民・団体が参画できるネットワークを形成します。地域による学校の支援、地域と学校双方からの連携・協働を推進し、学校・家庭・地域が一体となって生涯学習社会の実現と、地域の教育力の向上を図ります。
歴史体験事業	仏の里美術館と連携し、修学旅行・社会科見学前の事前研修として、仏像の見方を学ぶ機会を、体験学習として提供します。
こども図書館の運営・充実	「読書のまち・かなみ」宣言に基づき、かなみ知恵の和館内のこども図書館を運営しています。子育てふれあい・地域交流センターとの複合施設という利点を活かし、読書推進のための様々なイベントを実施します。
A L T (外国人語学指導助手) 派遣事業	英語発音や国際理解教育の向上を目的として、民間業者との派遣業務委託契約による外国語指導助手を町内の幼稚園・保育園・小中学校へ派遣します。
I C T 環境整備推進事業	文部科学省が打ち出した「G I G A スクール構想」や小中学生が一人一台タブレットを使用できる環境整備を計画的に進めるとともに、I C T を活用した指導力向上のための研修を充実させ、教育の情報化に向けた取り組みを推進します。
教育支援センター事業	センター長、公認心理士、S S W など専門的な知識をもったスタッフが子どもや保護者が抱える様々な課題に対応します。適応指導教室「チャレンジ教室」の運営を柱に、不登校児童・生徒への支援に努めます。
幼児教育センター事業	幼児教育担当指導主事、幼児教育アドバイザーを配置し、幼稚園教員、保育士の研修の充実、幼保小中の接続等を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備



母子ともに安心できる環境で健やかに成長していくためには、日常の生活圏での安全性を確保しなくてはなりません。妊産婦や親子連れが交通の安全性に不安を感じたり、段差等に負担を感じることなく気軽に外出でき、子どもたちが遊びを通して、体力の増進を図ったり、社会性や協調性等を学んだりできるように、身近な公園・広場・緑地等の整備を進めていく必要があります。

函南町では、学校周辺の通学路をはじめとした歩道の整備とあわせて、町内の公園、施設、自然環境の保全と整備に努めます。また、地域住民が買い物や公共施設の利用に活用できるよう、町内を巡回するバス路線のニーズ等を調査・検討し、地域公共交通網の拡充を推進します。

1 道路交通環境の整備

- ❖ 町内の小中学校および高等学校周辺の通学路の安全性を確保するため、歩道の整備を実施します。併せて公共施設・商業施設周辺の歩行者通路及び学校周辺の安全な通学路を確保するための歩道整備等を行います。
- ❖ 国土交通省が推進する「地域公共交通網形成計画」の策定に向け、平成30年度より公共交通に関する課題の検討と、計画策定のための会議を開催しています。今後公共交通事業者との連携や補助金の導入・バスの購入等も視野に入れつつ持続可能な公共交通網の整備を推進します。

2 子どもが安心して遊べる環境の整備

- ❖ 各地区の公園及び遊具等の整備を進め、安心して利用できる環境作りを推進していきます。また、マップ等によって情報を発信するほか、公園のトイレにベビーベッドやベビーチェアを設置するなど利便性の向上に努めます。
- ❖ うるおいのあるまちづくりを推進するため、公共用地や主要道路周辺の市街地の緑化の普及に努めます。また、通学路を兼ねた遊歩道、サイクリングやジョギングコース、親水緑道等の整備を行い、町民の健康増進を図ります。

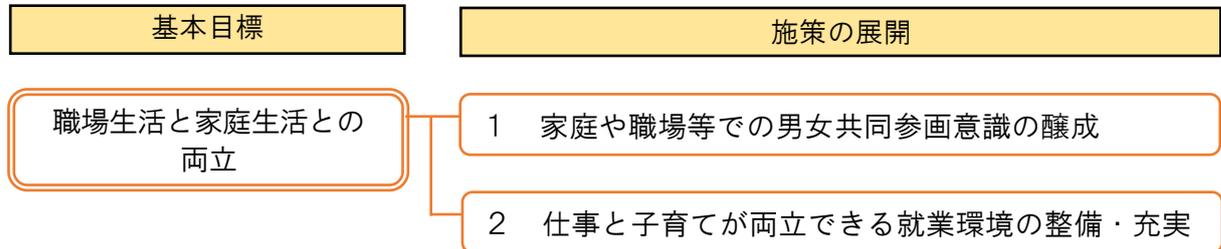
3 安全な住環境の整備

- ❖ 若い子どもを抱えた母親でも余暇活動等が安全に行えるように、ベビーベッドや授乳室を設置するなど、町役場をはじめとした公共施設等の設備の改善や社会環境の充実に努めます。

《基本目標 4 に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
函南運動公園 (かなみスポーツ公園) の運営	子どもの体力づくり、憩いの場、交流の場として函南運動公園(かなみスポーツ公園)の運営と利用促進のための活動に取り組みます。
公共用地の緑化推進	幼稚園や小中学校、自治会等に対して花苗や堆肥を支給するほか、グリーンバンクを活用した種子や緑化木を提供し、公共用地及び通学路周辺の景観整備を推進します。

基本目標5 職場生活と家庭生活との両立



子育ては母親一人に義務付けられたものではなく、家庭・地域・職場等、様々な場所で多くの人々の支援のもとに町全体で行うべきものであり、また、女性が本来は仕事を継続する意思があるにも関わらず、出産や子育てのために離職してしまうという問題は、妊産婦や母親とかかわるすべての人が取り組むべき課題です。

函南町では世代を問わず参加できるイベントを通じて地域における男女共同参画意識の醸成を図ります。また、直接的な支援が困難な就業環境の改善、再就職の支援等についても町内の事業所や商工会、近隣市町の商工会議所と連携して働き方改革や健康経営、育休取得や復帰支援といった各種制度の周知・啓発に努めます。

1 家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成

- ❖ 家庭、地域、職場等において、男女共同参画意識の浸透が図れるよう努めます。講座、講演会等の開催や文化センター等において、情報や学習機会の提供に努めます。
- ❖ 近年注目されている働き方改革や健康経営等、事業所の取り組みについて、チラシ等を活用して周知・啓発を図ります。

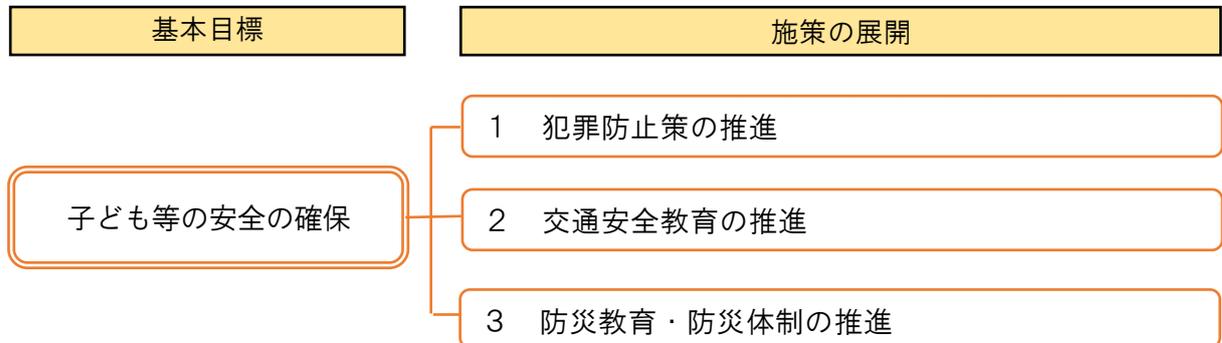
2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実

- ❖ 国や県の動向を踏まえつつ、出産・育児等を理由に一時離職した女性の、再就職支援の推進を図ります。
- ❖ 事業所や商工会と連携し、円滑な育児休暇の取得や職場復帰の支援など、国や関係団体が発信している各種パンフレット等の周知に努め、子育てを理由とした離職を未然に防ぐとともに、仕事と子育てが両立できる社会の実現に努めます。

《基本目標5に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
男女共同参画推進事業	町が策定している「函南町男女共同参画計画」に基づき、男女がお互いを尊敬しつつ、対等なパートナーになれる社会づくりを推進します。
放課後児童健全育成事業（再掲）	小学校に就学している児童を対象に、保護者の就労状況等に応じて放課後に学校の空き教室や留守家庭児童保育所にて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能な場を与え、健全な育成を図ります。

基本目標6 子どもの安全の確保



近年増加している子どもが被害者となる犯罪を未然に防ぐためには、警察や消防だけではなく、町民一人ひとりの防犯に関する意識づけや「自分のまちは自分で守る」といった地域ぐるみの協力体制が求められます。また交通事故といった身近な危険性や、近年頻発する災害に対して細心の注意を払い、被害を最小限に抑えられるよう児童・生徒が自らの命を守り、地域社会においてお互いに助け合うことができるように日頃から備えなくてはなりません。

函南町では地域における犯罪防止策を推進するとともに、関係機関及び地域との連携を図り、児童・生徒を対象とした交通安全教育・防災教育に取り組みます。子どもたち一人ひとりが社会の担い手として、災害時に力を発揮できるよう、学校を通じて防災体制の強化を図ります。

1 犯罪防止策の推進

- ❖ 日頃から同報無線・かんなみ安心情報メールによる注意喚起や函南町交通指導員の街頭指導など防犯と交通安全の意識付けを実施しています。また、三島警察署管内における不審者等情報伝達網を活用し、有事の際には通学路を中心にパトロールを強化します。
- ❖ 地域のボランティアと連携を図り、「子ども110番の家」を設置しています。小学校を通じて毎年設置数を確認しており、今後も地域の協力体制の確立のためにボランティアの確保に努めます。また、令和元年度に発足した小学校区ごとの「見守り隊ボランティア」の協力のもと、子どもの安全な登下校に努めます。
- ❖ 小学校、中学校とともに幼稚園においても年間活動計画の中に「防犯訓練実施計画」を位置づけ、危機管理意識を高めます。

2 交通安全教育の推進

- ❖ 通学時間帯に函南町交通指導員や函南町交通安全母の会による街頭指導を実施するほか、交通安全運動期間中の啓発活動を行っています。指導員に対しては、三島警察署管内合同で指導員の資質の向上のための研修を開催します。
- ❖ 子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を、様々な媒体やイベント等を通じて実施します。また、チャイルドシート着用率を調査する等安全のための情報も提供します。
- ❖ 各小学校で、6年生を中心に「交通安全を語る会」を開き、子どもたち自身が安全な通学路や通学方法について意見を出し合い、交通安全への意識を高めます。

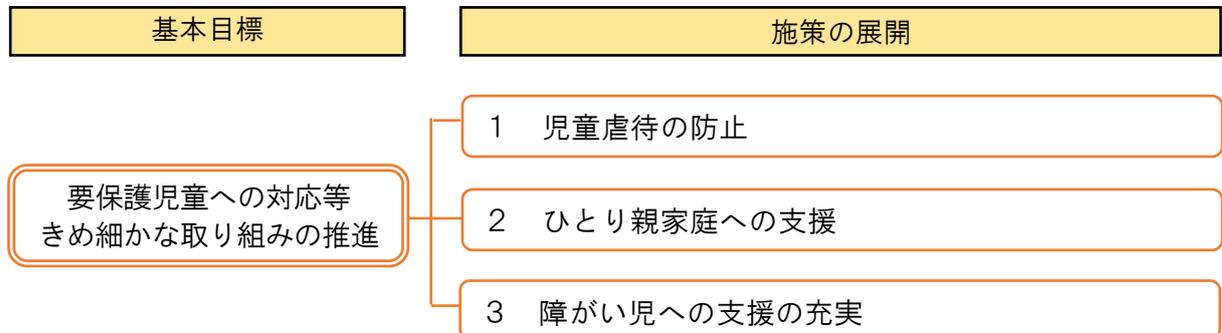
3 防災教育・防災体制の推進

- ❖ 開かれた学校づくりを進め、地域と連携した防災教育の推進や学校の防災体制の整備等について協議するため、町内4つの校区において防災教育推進のための連絡会議を開催します。
- ❖ 子どもたちに防災についての意識を啓発するため、小学校・中学校において防災出前講座を開催します。
- ❖ 地域全体で子どもたちを守っていくとともに、子どもたちが地域の一員としてお互いに助け合う体制を強化していくため、学校と地域が連携し事前に防災訓練の計画を共有することで、子どもたちが防災訓練へ参加しやすい環境づくりを推進します。

《基本目標6に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
交通安全指導	ボランティアを中心とした交通指導員や見守り隊によって、通学路における子どもの交通安全指導、見守りを行います。
防災出前講座	町内の小学校・中学校を対象に防災出前講座を開催し、子どもたちの防災に対する啓発を図ります。

基本目標 7 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進



近年増加傾向にあり、大きな社会問題となっている児童虐待を未然に防ぐため、各種健診等を中心とした相談支援の場を設ける等、保護者とのつながりを密にしてその兆候を見落とさないよう各機関が連携して見守り体制を強化していく必要があります。また、ひとり親家庭や障がいのある児童などをはじめ、各家庭が抱える問題を解決するためには、迅速かつ切れ目のない支援体制を確立しなくてはなりません。

函南町では虐待の発生防止だけでなく、支援を必要とする家庭の早期発見・早期対応を行い、関係機関及び専門家と連携した総合的な支援体制のより一層の強化と拡充を図ります。

1 児童虐待の防止

- ❖ 児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、各関係機関と、定期的な会議の場を設けて要保護児童の情報共有を行っています。町内の各学校、各園を訪問して日々の子どもたちの様子を確認し、各職員からの情報提供を受けるなど連携を強化します。
- ❖ 近所からの通告は虐待の早期発見に役立つ他、地域からの孤立防止にもつながっています。通告先を明確するためにホームページ等で窓口の紹介をするほか、児童虐待防止月間には広報かなみに啓発記事を掲載するなど、様々な広報活動を通じて情報の発信と収集に努めます。
- ❖ ひとりで子育てに行き詰まり、虐待へと発展するケースは少なくありません。ホームページ上の通告窓口のほか、各種健診会場で子育て相談窓口を設け、相談員との連携を強化するなど、子育てに悩む保護者が地域から孤立しないためのネットワークを強化します。

2 ひとり親家庭への支援

- ❖ 近年増加傾向にあるひとり親家庭への支援として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動を強化していきます。生活・就労・養育等、個々の世帯が抱える様々な課題に寄り添い、精神的な不安の解消や自立支援につなげられるよう、家庭への訪問や継続的な相談支援を実施します。
- ❖ 経済的な負担軽減を図り、児童扶養手当、母子家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、広報紙や窓口での案内を通じて制度周知に努めます。

3 障がい児への支援の充実

- ❖ 関係機関の連携により子どもの障がいの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図り、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるようにし、障がいのある子どもを養育する親に対し、その障がいを受容するために必要な知識や情報を提供し、精神面での支援を行います。
- ❖ 放課後児童クラブにおける発達に支援の必要な児童の受け入れ体制を整備し、放課後や長期休暇期間中などにおいて生活能力向上のための訓練を行うとともに居場所を提供します。
- ❖ 毎年12月の障害者週間にあわせ、町民ホールにて障がいについての理解を深めるための展示会を開催しているほか、周知を図る一環として、「函南町あいのわふれあいマルシェ」を開催するなど、子どもたちが障がい等に対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず共に生活を送り、共に生きる社会をつくっていくよう意識の啓発を進めます。
- ❖ 福祉タクシーや車いす・ホームヘルパー等の利用により、外出がより気軽にできるようにします。併せて、日中活動の場を提供して生活能力向上のための療育支援・児童発達支援等を実施します。
- ❖ 幼稚園、保育園、小・中学校において学校幼稚園支援員を配置し、受入れ体制を強化します。

《基本目標7に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
母子家庭等相談支援	ひとり親家庭等を対象に、民生委員・児童委員、関係機関等が連携して相談支援を実施します。
母子家庭等医療費助成	母子・父子家庭または両親のいない0～18歳のうち、所得税非課税世帯を対象として、医療費を助成します。
発達相談	臨床心理士を中心に専門家が発達に関する相談に応じ、必要な支援の提案や対応方法の助言を行います。
重度障害者（児）医療費助成	重度の障がいのある方の医療費を助成し、自己負担の軽減を図ります。

基本目標 8 経済支援



子育てにおいては、日々の生活だけでなく、就園・就学、通院等様々な場面で経済的な課題と向き合わなければなりません。また、少子高齢化問題を解消するためには、一つの家庭においてより子育てに対して積極的になれる環境を整備する必要があります。

函南町では、経済的な支援を必要とする家庭に対して各種助成金の制度を案内するとともに、子育てに積極的な家庭を支援する制度の充実に努めます。

1 経済支援の充実

- ❖ 児童手当・医療費助成を円滑かつ確実に支給できるよう、登録・更新等必要な事務手続きを案内します。
- ❖ 町のホームページで各種手当や助成内容について周知します。また、転入・転居、離婚等の住民異動があった際は、担当課で助成内容について案内を行い、支援が必要な方に手続きを促します。
- ❖ こども医療費の助成については、平成30年度に対象者を「中学生」から「高校3年生相当年齢」までに拡大しました。今後も地域の特性や住民の要望に応じて対象者の拡大等を検討します。

2 施設等利用給付の円滑な実施体制の構築

- ❖ 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」について、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行及び権限の行使と、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。
- ❖ 該当する特定子ども・子育て支援施設を利用する保護者に対しては、経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適正な給付方法の検討を行います。

《基本目標8に係る事業・活動一覧》

事業名	事業内容
児童手当の支給	中学生までの子どもをもつ保護者を対象に、家庭生活の安定と子どもの健やかな成長を目的として、受給者の子どもの数や所得に応じた手当を支給します。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭や、両親に代わって子どもを養育している方等を対象に、生活の安定と自立を目的とした手当を支給します。
こども医療費助成	子どもが病気やけがで医療機関（歯科を含む）に通院・入院した際の医療費及び薬代を助成します。
母子家庭等医療費助成（再掲）	母子・父子家庭または両親のいない0～18歳のうち、所得税非課税世帯を対象として、医療費を助成します。
重度障害者（児）医療費助成	重度の障がいのある方の医療費を助成し、自己負担の軽減を図ります。
子育て出産応援金制度	第3子以上を出産した方を対象に、助成金として一定の額を支給し、出産・子育てを奨励と出生率の向上を図ります。
就学援助費の支給	経済的理由により就学困難な小・中学生を対象に、学用品等の購入に要する費用の援助を行います。また、特別支援学級に通う児童・生徒の保護者に対して、特別支援教育就学奨励費の援助を実施します。
「障害児福祉手当」、 「特別児童扶養手当」の支給	重度の障がいがあり、在宅で常時介護を必要とする未成年を対象に、障がい児福祉の推進を目的として一定の額を支給します。

第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

函南町における教育・保育提供区域は、次のとおり設定します。

◀ 教育・保育提供区域 ▶

区域	該当事業	考え方
町全域 (1区域)	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 平日日中の教育・保育 (子ども・子育て支援給付) ❖ 時間外保育事業(延長保育事業) ❖ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ❖ 子育て短期支援事業 ❖ 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業) ❖ 一時預かり事業 ❖ 病児保育事業 ❖ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ❖ 利用者支援事業 ❖ 乳児家庭全戸訪問事業 ❖ 養育支援訪問事業 ❖ 妊婦・産婦健康診査 	<p>事業の特性(特定の区域で対象者を分けない等)や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討していきます。</p> <p>なお、平日日中の教育・保育(子ども・子育て支援給付)、時間外保育事業(延長保育事業)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、町全域及び小学校区単位の利用ニーズも考慮しつつ、実施内容を検討していきます。</p>

2 子どもの数の推計

計画期間中の子どもの数の推移については、計画期間（令和2年～6年）の0～11歳について、過去5年の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従い「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

また、現在宅地開発が進められているエリアの転入分の影響も加味して推計値を補正しています。

◀ 子ども数の推計 ▶

(単位：人)

年齢	実績	推計					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2→6年増減
0	241	253	243	235	227	221	△ 32
1	261	252	260	250	242	234	△ 18
2	262	262	249	257	247	239	△ 23
3	312	269	264	251	259	249	△ 20
4	288	316	267	262	250	257	△ 59
5	285	294	317	268	263	251	△ 43
小計	1,649	1,646	1,600	1,523	1,488	1,451	△ 195
6	322	287	291	314	265	260	△ 27
7	305	328	287	291	315	265	△ 63
8	297	310	328	287	291	315	5
9	319	301	309	326	286	290	△ 11
10	316	320	297	305	322	282	△ 38
11	294	327	326	303	311	328	1
小計	1,853	1,873	1,838	1,826	1,790	1,740	△ 133
合計	3,502	3,519	3,438	3,349	3,278	3,191	△ 328

年齢	実績	推計					
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2→6年増減
0	241	253	243	235	227	221	△ 32
1～2	523	514	509	507	489	473	△ 41
3～5	885	879	848	781	772	757	△ 122
6～8	924	925	906	892	871	840	△ 85
9～11	929	948	932	934	919	900	△ 48

※ 実績・推計ともに各年4月1日時点の数値を掲載しています。

※ 「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

教育・保育における量の見込みと確保方策については、子ども・子育て新支援制度が定める認定区分ごとに量の見込みを算出し、確保方策を設定しています。制度で定められている認定区分と利用可能な事業は以下の通りです。

《 平日日中の教育・保育 》

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし 専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭 共働きで教育ニーズの強い（幼稚園等の利用）家庭	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施。
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり 共働きの家庭	認定こども園及び保育所	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり 共働きの家庭	認定こども園及び保育所、地域型保育事業	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

(2) 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 教育における量の見込み

計画期間中における1号認定および2号認定の幼児期の学校教育の利用希望が強い児童の量の見込みと確保方策は次の通りです。

函南町では現在町立幼稚園6園で最大1,060名を受け入れる体制がありますが、確保の方策としては現状値におけるクラス編成定員650名と、町外の私立幼稚園入所者19名を見込んで設定しています。

〈教育における量の見込みと確保方策〉

(単位：人)

	現状値		見込み			
	平成31年度		令和2年度		令和3年度	
	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)
量の見込み(①) (必要利用定員総数)	463		315	128	304	124
			443		428	
確保方策(②)	669		669		669	
差分(②-①)	206		226		241	

	見込み					
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)	1号 (3~5歳)	2号 (3~5歳)
量の見込み(①) (必要利用定員総数)	335	57	332	56	326	54
	392		388		380	
確保方策(②)	669		669		669	
差分(②-①)	277		281		289	

(各年度4月1日時点)
※現状値は10月1日時点

② 保育における量の見込み

計画期間中における2号認定および3号認定の保育における量の見込みと確保方策は次のとおり設定しています。現在発生している待機児童の問題を解消するため、地域型保育や小規模保育所を増設し、国の掲げる「令和2年度末までに待機児童ゼロ」の目標を達成するための体制を整備します。

《保育における量の見込みと確保方策》

(単位：人)

	現状値			見込み					
	平成31年度			令和2年度			令和3年度		
	2号 (3-5歳)	3号		2号 (3-5歳)	3号		2号 (3-5歳)	3号	
		0歳	(1-2歳)		0歳	(1-2歳)		0歳	(1-2歳)
量の見込み(①) (必要利用定員総数)	383	46	219	380	48	215	367	46	213
	648			643			626		
確保方策(②)	350	22	200	380	48	215	367	46	213
	565			643			626		
保育所定員数	565			565			565		
小規模保育所等	0			78			61		
差分(②-①)	△83			0			0		
保育利用率	34.7%			34.3%			34.4%		

	見込み									
	令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	2号 (3-5歳)	3号		2号 (3-5歳)	3号		2号 (3-5歳)	3号		
		0歳	(1-2歳)		0歳	(1-2歳)		0歳	(1-2歳)	
量の見込み(①) (必要利用定員総数)	395	45	212	391	43	205	385	42	198	
	保育所継続分 預かり保育から移行分	338 57	45	212	保育所継続分 預かり保育から移行分	334 57	43	205	保育所継続分 預かり保育から移行分	328 57
	652			639			625			
確保方策(②)	395	45	212	391	43	205	385	42	198	
	652			639			625			
保育所定員数	625			625			625			
小規模保育所等	27			14			0			
差分(②-①)	0			0			0			
保育利用率	34.6%			34.6%			34.6%			

(各年度の量の見込み・確保方策は年度内の最大値を記載している)

※現状値は10月1日時点

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

《 地域子ども・子育て支援事業 》

	対象事業	事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	11 時間等を超えて保育を行う事業。	0 歳～就学前まで
2	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ等)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業。	1～6 年生
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かる。	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。	0 歳～就園前まで
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）。	3 歳～就学前まで (幼稚園)
		認定こども園、保育所での一時預かり。	0 歳～就学前まで
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業。	0 歳～就学前まで 1～6 年生
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス。	0 歳～就学前まで 1～6 年生

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。	0歳～就学前まで 1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦・産婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査、産婦に対する産婦健康診査にかかる費用の公費助成等を行う事業。	妊婦・産婦
12	実費徴収に係る 補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	事業者
13	多様な主体が本制度に 参入することを 促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	事業者

(2) 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

保育標準時間（原則 11 時間）を超えて保育の需要に対応を図る事業です。現在は町内 2 ヶ所に対応しており、今後も同様の提供体制を維持することでニーズに対応します。

《 時間外保育事業（延長保育事業） 》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	300	292	278	271	265
確保方策	300	300	300	300	300

② 放課後児童健全育成事業

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。今後、住民のニーズ等や実施体制を考慮し、小学 6 年生までを対象とした事業の実施について検討します。

《 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 》

（単位：人）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	394	387	390	372	354
小学 1 年生（6 歳）	114	116	125	105	102
小学 2 年生（7 歳）	109	95	97	105	86
小学 3 年生（8 歳）	77	81	71	72	77
小学 4 年生（9 歳）	63	65	68	60	60
小学 5 年生（10 歳）	17	16	16	17	15
小学 6 年生（11 歳）	14	14	13	13	14
確保方策	390	390	390	390	390
小学 1 年生（6 歳）	115	115	115	115	115
小学 2 年生（7 歳）	111	111	111	111	111
小学 3 年生（8 歳）	79	79	79	79	79
小学 4 年生（9 歳）	65	65	65	65	65
小学 5 年生（10 歳）	20	20	20	20	20
小学 6 年生（11 歳）	※ 実施体制を検討 ※				

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など適切な保護ができる施設において養育・保護を行う事業です。

当事業については、計画期間中の実施は見込まず、町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

《 子育て短期支援事業（ショートステイ） 》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	-	-	-	-	-

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。函南町立二葉幼稚園・函南さくら保育園・仁田マーガレット保育園の3カ所で実施しています。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子ども・子育て支援に関する講習等があります。なお、町の所管であるかなみ知恵の和館内の子育てふれあい・地域交流センターでも一部事業を実施しています。

《 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 》

（単位：人回／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	11,200	11,037	10,948	10,621	10,295
確保方策	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。令和2年度より新たに預かり所を設置するため、住民のニーズの増加を見込み、対応できる受け入れ体制を整備しています。また、保育園児の一時預かり事業は仁田マーガレット保育園で実施しています。

《 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） 》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	630	608	560	554	546
1号認定による利用	630	608	560	554	546
2号認定による利用	19,729	19,044	17,537	17,354	17,103
確保方策	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000

《 その他の一時預かり事業 》

（単位：人日／年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	730	712	680	666	651
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

⑥ 病児・病後児保育事業

地域の児童が急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

《 病児・病後児保育事業 》

(単位：人日/年)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,300	1,267	1,209	1,185	1,159
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

《 図表 49 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 》

(単位：人日/年)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	200	200	198	193	192
未就学児	100	100	98	95	95
小学生	100	100	100	98	97
確保方策	200	200	200	200	200

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談等を含め、子どもや保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられるよう案内する事業です。

《 図表 50 利用者支援事業 》

(単位：カ所)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児支援、家事支援など）を行う事業です。

《 養育支援訪問事業 》

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		30	30	30	30	30
確保 方策	実施体制	1	1	1	1	1
	委託団体	介護保険事業者（一部委託）				

⑩ 妊婦・産婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

《 妊婦健康診査 》

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		2,922	2,922	2,922	2,922	2,922
確保 方策	実施場所	医療機関				
	実施体制	委託				
	検査項目	県内統一検査項目				
	実施時期	随時				

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

《 乳児家庭全戸訪問事業 》

(単位：人)

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		250	250	250	250	250
確保 方策	実施体制	1	1	1	1	1
	実施機関	町	町	町	町	町

第6章 計画の推進と進行管理

1 町民や関係機関等との協働

本計画は、函南町の住民全員の参画のもとに推進するという基本理念に沿って、町内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼稚園・保育園、小・中学校、企業、ボランティアと連携して多くの方の意見を取り入れながら支援のネットワークを広げます。

行政は、計画の主導や進行管理を担うことが想定されます。また、日常業務において支援を必要としている方に気づくことや実際に支援につなげることにも努め、率先して子育て支援及び地域福祉の推進に努めます。

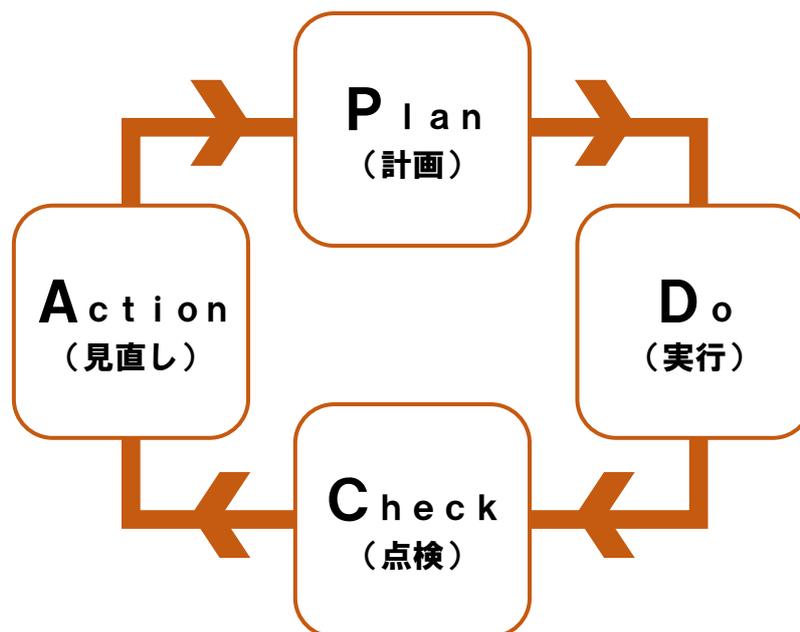
関係機関・関係団体は、その専門性を活かし、適切な支援を提供し、別分野の支援へとつなげることが求められています。

民間企業・事業所は、関係機関・関係団体と同じく、その専門性を活かして、地域福祉や子育て支援に寄与することが期待されます。また、子育てに関わる父親・母親に対する理解と、産休・育休後の職場復帰の支援等、働き方改革に付随する発展的な取り組みが求められています。

住民は、自らが子どもたちを見守り、また子育てに悩む保護者を支えることができる人材であることを自覚し、支援を必要としている人に手を差し伸べることができるよう、福祉に関心を持ち、必要な知識を身に付けることが求められています。また、支援を必要とする側であった場合には、状況が悪化する前に身近な人や相談窓口、行政に勇気をもって相談することも重要です。

2 計画の進行管理及び評価方法

本計画で示した事業や取り組みは、その進捗状況を各年度ごとに点検・評価します。函南町では、PDCAサイクルを構築し、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Action（見直し）の流れに沿って、庁内関係課及び関係機関・団体等と協議し、必要な改善が継続的にできるように努めます。



(資料編)

(1) 函南町子ども・子育て会議条例

○函南町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 27 日 条例第 13 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条の規定に基づき、函南町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 町民の代表者
- (7) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、厚生部福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 函南町子ども・子育て会議委員名簿

選出該当項目	役職等	氏名
学識経験者	文教厚生委員長	長澤 務
	民生・児童委員協議会会長	高橋 敏行、山田 信昭
	桑村小学校校長	木下 正則
子どもの保護者	春光幼稚園PTA会長	井上 明子
	西部保育園父母会会長	佐藤 春華
	函南町PTA連絡協議会会長	岩田 徹也
事業主を代表する者	函南町商工会会長	八木戸 一重
労働者を代表する者	静岡県教職員組合田方支部長	藪崎 哲郎
支援事業に従事する者	自由ヶ丘幼稚園長	杉山 恵子
	さくら保育園副園長	田中 千佳子
	ハッピーキッズ代表	小山 恵
町民	(公募)	大堂 将彦
	(公募)	芹澤 恵美
関係行政機関の職員	副町長	佐野 章夫
	教育長	山邊 義彦

(敬称略・順不同)

第2期 函南町子ども・子育て支援事業計画

発行：函南町

編集：厚生部 子育て支援課

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

TEL：055-979-8133 FAX：055-979-8143

発行年月：令和2年3月
